

(抜粋)

令和6年度

## 佐賀建設工事関係者連絡会議



日 時 令和6年8月23日(金)14時～16時

場 所 佐賀第二合同庁舎5階 共用大会議室1

(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)



佐賀労働局労働基準部健康安全課

## 建設工事における労働災害を防止するために (発注機関へのお願い)

### 1 適正な工期、工程の設定

適正な工期、工程は、適正な安全衛生管理を行って労働災害の防止を図る上で不可欠な要件です。

休日の確保、悪天候時の作業禁止、長時間労働の排除、不安全状態のままでの作業の排除等が確実に実行できる工期、工程を設定して下さい。

### 2 安全経費の確保

工事金額の積算においては、工事内容や現場の実情にあった災害防止対策経費を確保して下さい。

( 交通誘導員の費用、移動式クレーン及び車両系建設機械の能力、ブロック積み現場の足場費用、重機等転倒防止用敷鉄板費用、軟弱地盤での地盤改良又は土止め鋼矢板敷設を行う費用の計上、建築足場で外部・内部足場の積算を建築面積だけによるのではなく建築物の形状に合った積算とするなど、実情に合った積算計上をお願いします。)

### 3 建設工事施工中の安全衛生を配慮した設計、積算

地山の掘削を伴う建設工事において、用地等の問題から掘削勾配が法令に違反している例や、建築工事において、足場の設置に困難を伴う例等が見られます。

設計積算の段階から建設工事中の安全衛生を配慮したものとして下さい。

### 4 発注時期の平準化

年度末に工事が集中し、適正な工期、工程の確保が困難な場合があり、そのため請負業者の監督員や各種資格者が不足して労働災害が多発しています。

可能な限り年間を通じて平均的な発注に努めて下さい。また、請負業者の施工能力を勘案し、発注者間において、過剰発注とならないよう連絡調整を行って下さい。

### 5 安全施工を内容とした契約の締結

建設工事請負契約の締結にあたって、工事請負契約約款に「工事施工中の安全衛生の確保」に関する条項を定めて下さい。

## 6 工事施工計画の審査時における安全衛生管理の審査

建設工事請負契約において工事施工計画書の提出を求め、当該工事施工計画書の内容として安全衛生管理計画を記載させて下さい。

## 7 設計積算を担当する職員に対する安全衛生教育の実施

発注機関における工事の設計積算を担当する職員に対し、建設工事施工段階での安全衛生を配慮した設計、積算を行うための教育、研修を実施して下さい。

## 8 現場に対する安全衛生指導の実施

職員が行う工事施工現場の監督指導等において、担当職員は、必要とされる安全衛生に関する事項について、請負業者の現場監督員等に対し、的確な指導を行って下さい。

なお、そのための担当職員に対し、安全衛生に関する知識を教育、研修等を通じ付与して下さい。また、現場立会いにおいて、施工者から相談を受けた事項は工期を配慮して、出来るだけ早い時期に回答を行って下さい。

## 9 現場への立入り

各種の検査や指導等で発注機関の職員が工事施工中の現場に立入る時は、現場に適合した服装、保護具を着用するとともに、安全施設の施されていない危険な区域への立入りを禁止して下さい。

## 10 設計資料の提供

設計段階で入手した各種の資料については、工事施工中の安全衛生管理に役立つものがあります。必要に応じて提供して下さい。

## 11 安全衛生活動の評価等について

直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定や経営事項審査の判断材料の一つとして下さい。

また、CPDS(継続的専門能力啓発システム)による教育実績の評価、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:通称「コスモス」)の導入事業場に対する評価などを経営事項審査の加点として下さい。

以上

# 安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

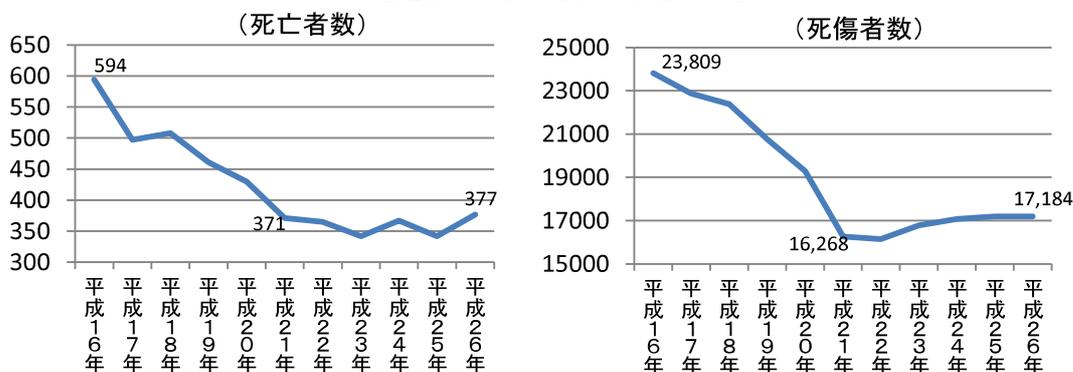
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

## 建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



## 適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのに対し、「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

# 1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

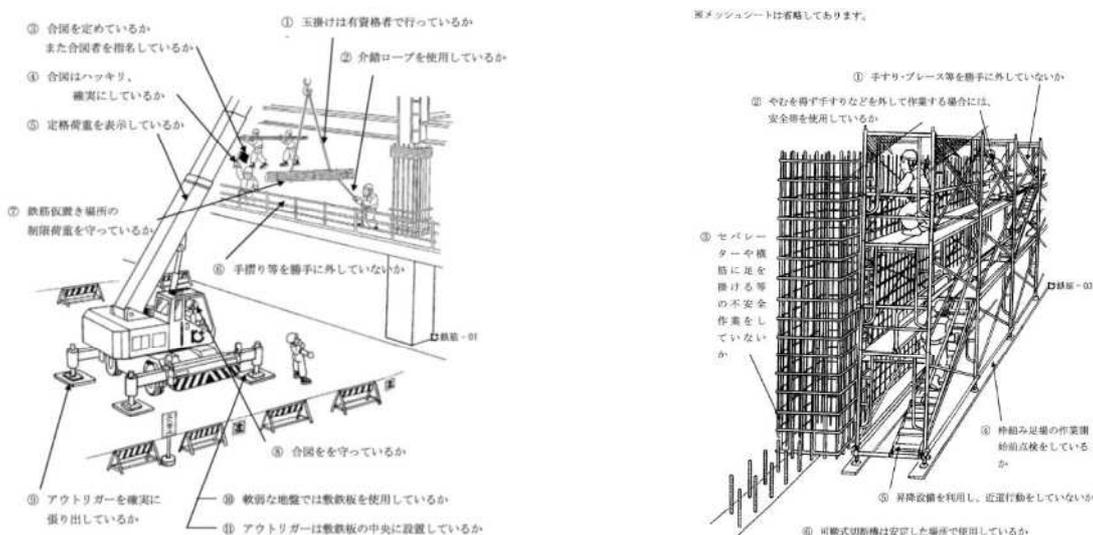
# 2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

## (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。

### 鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



### 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○			○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○			○
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

## (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示**する必要があります。

## (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉**をしなければなりません。

## (4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、**契約書面の内訳書などに明示**することが必要です。

### 内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2) 保護具類										
① 保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
② 安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③ 安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1) 墜落・飛来落下防止措置										
④ 立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③ 新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤ 玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥ 安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1) ~ (4) の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

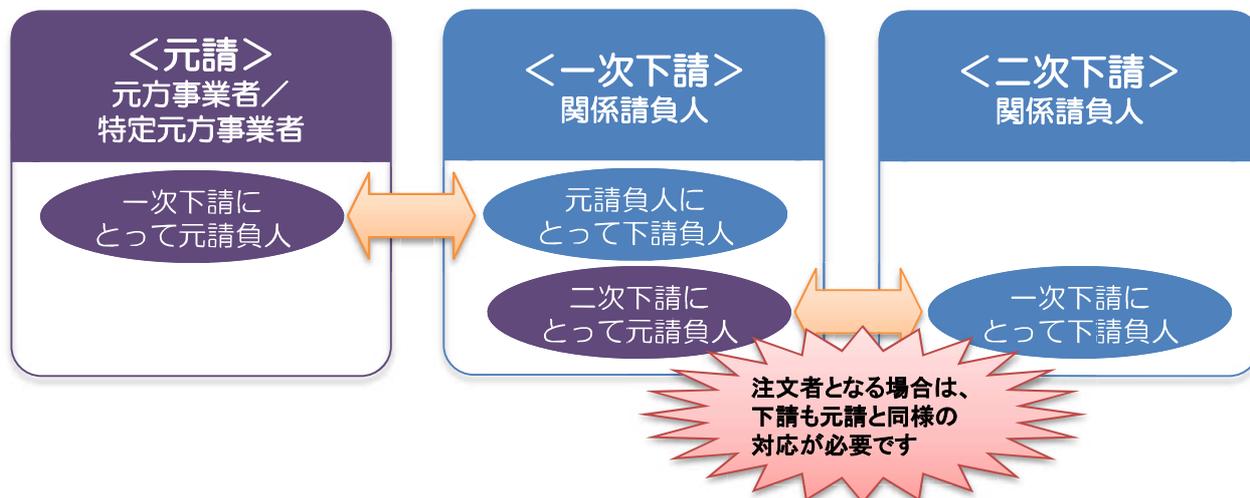
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

### 3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、  
「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



#### 労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

#### ◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

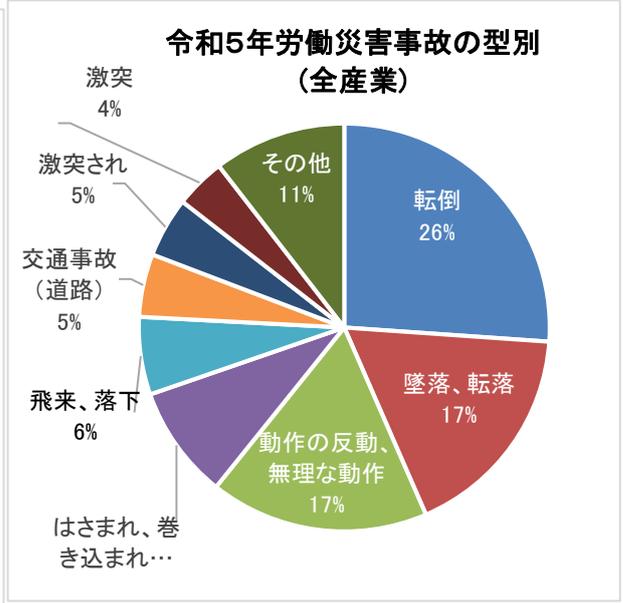
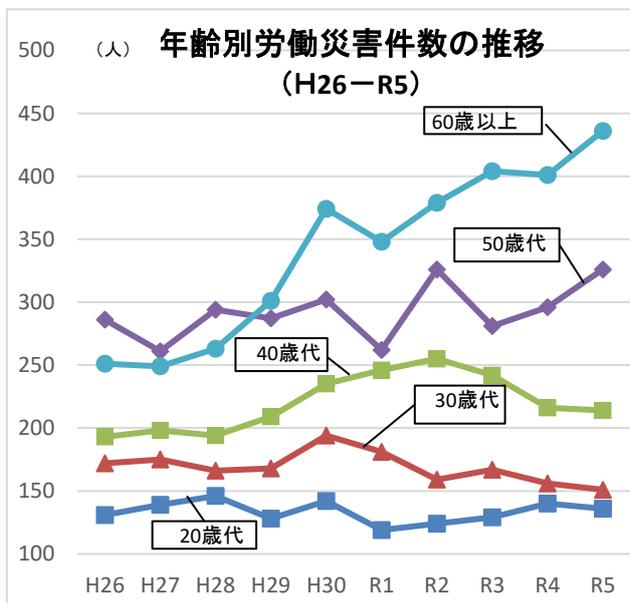
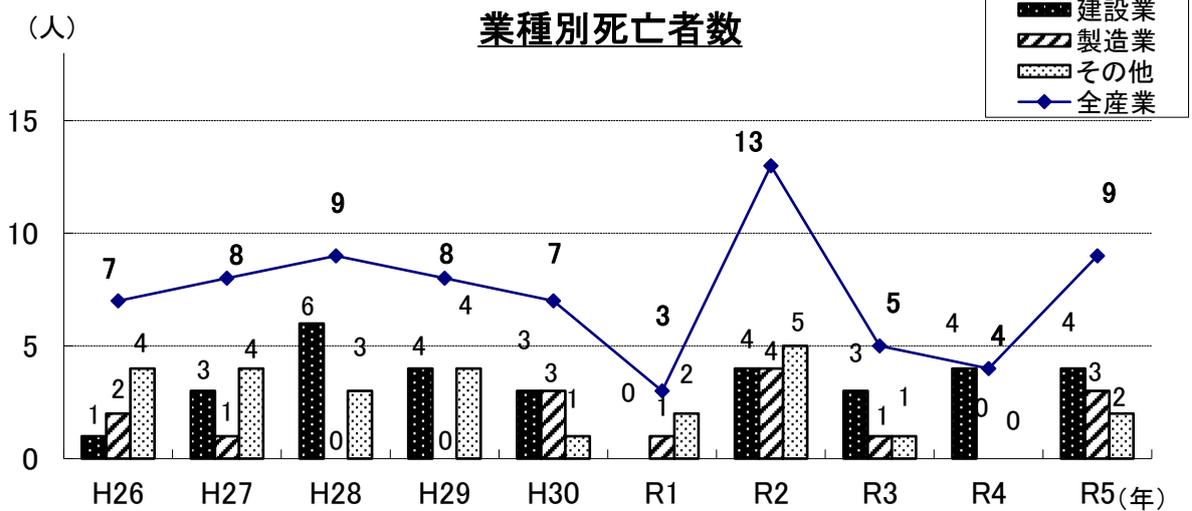
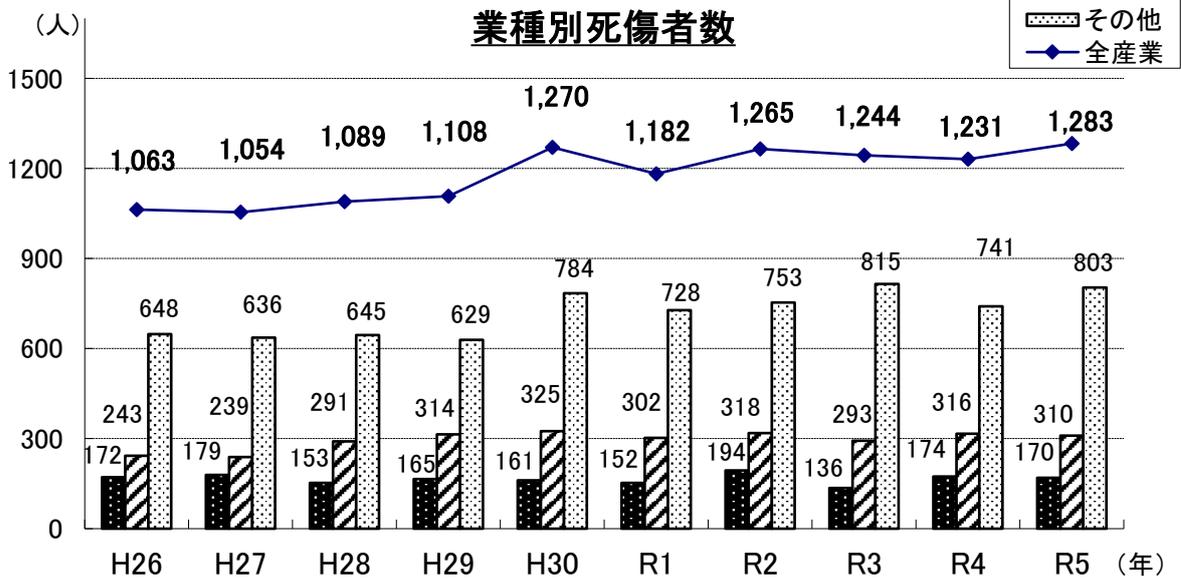
国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）  
[http://www.jaish.gr.jp/anzen\\_pgm/HOU\\_DET1.aspx](http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx)
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書 の掲載先（建設業労働災害防止協会）  
[http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku\\_kensetukouzi.pdf](http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf)

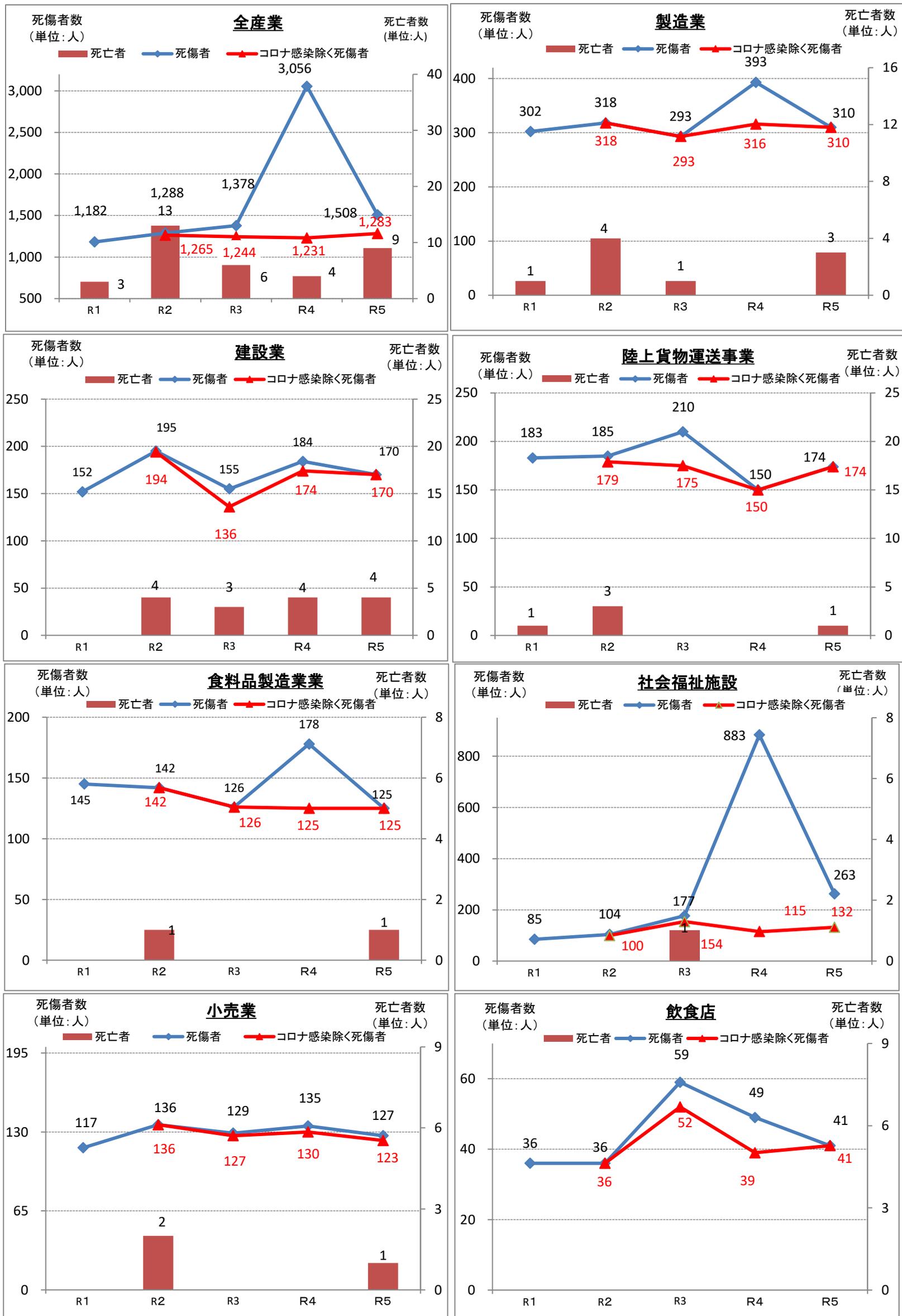
令和5年の県内の休業4日以上死傷者数は1,283人となっている。また、死亡者数は9人と前年に比べ5人増加となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

## 佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

## ○佐賀県内における業種別労働災害の推移(令和1年～令和5年)



資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)

# 佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和6年7月末日現在

## 【令和6年】

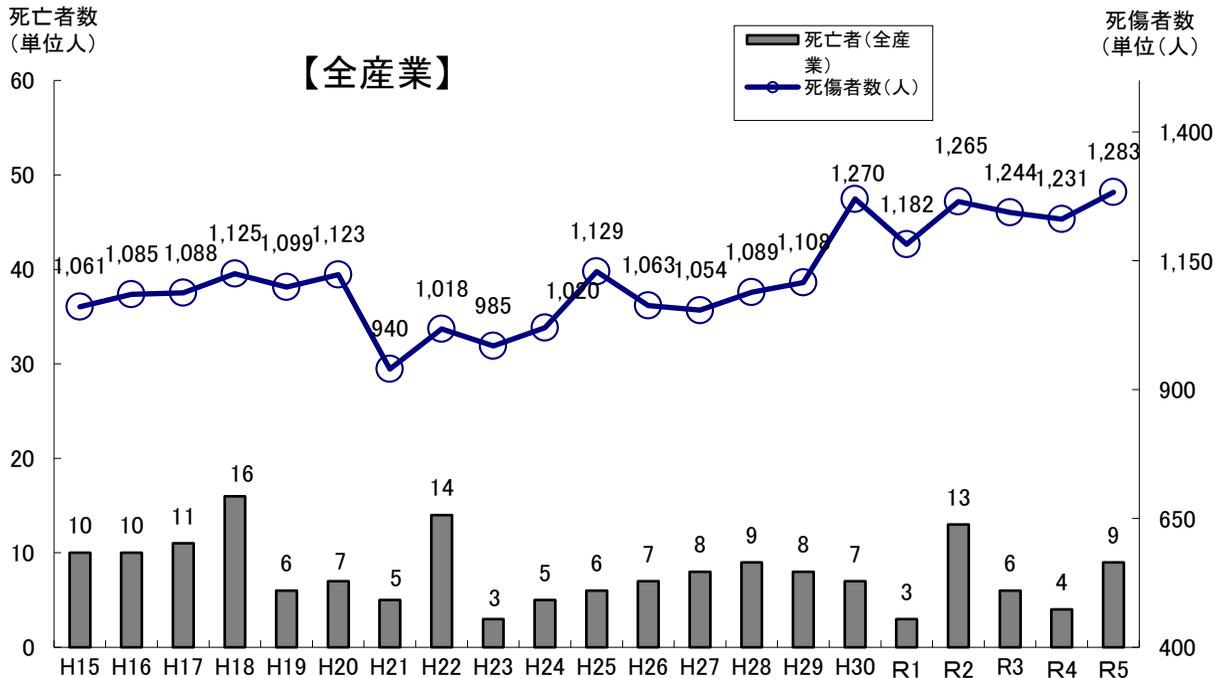
番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	製造業	伊万里署	R6.1.15	男	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	被災者は、工場内の鋼板を切断する機械のコンペアー操作盤付近の床面にうつ伏せの状態で見えられ、その後死亡が確認された。発見時の状況から、機械の付属部材と当該機械近くの構造物に挟まれたものと推測される。
			14時45分頃	70歳代			
2	製造業	佐賀署	R6.1.25	男	交通事故(道路)	トラック	国道バイパス道路において、被災者が運転する軽トラックが中央線をはみ出し、対向車線の中型トラックと正面衝突した。被災者は帰社途中であり、軽トラックに同乗者はいなかった。
3	建設業	伊万里署	R6.2.12	男	墜落・転落	解体用機械	建物解体工事において、被災者は建屋2階にて解体用つかみ機を運転して、解体材が入ったフレコンバッグの吊り輪を掴み、旋回したところ、解体用つかみ機のバランスが崩れ、機体から投げ出され1階に墜落し、落下してきた解体用つかみ機の下敷きとなったもの。
			13時05分頃	60歳代			
4	製造業	佐賀署	R6.7.9	男	はさまれ、巻き込まれ	エレベータ、リフト	工場内において、被災者は電動ホイストにつり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下す作業中、搬器上部フレームと、昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見された。(現在調査中)
			15時00分頃	50歳代			
5	運輸交通業	唐津署	R6.7.25	男	交通事故(道路)	トラック	片側1車線の県道において、被災者はダンプトラックを運転し作業場所へ向かう途中、下りの緩やかな右カーブで、左側のガードレール及び道路脇の立木に激突した。 (現在調査中)
6	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故(その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターを操縦して帰社途中、墜落した。 (現在調査中)
7	運輸交通業	佐賀署	R6.7.28	男	交通事故(その他)	その他の乗物	県外での業務を終え、ヘリコプターに同乗して帰社途中、墜落した。 (現在調査中)

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

## 【令和5年】

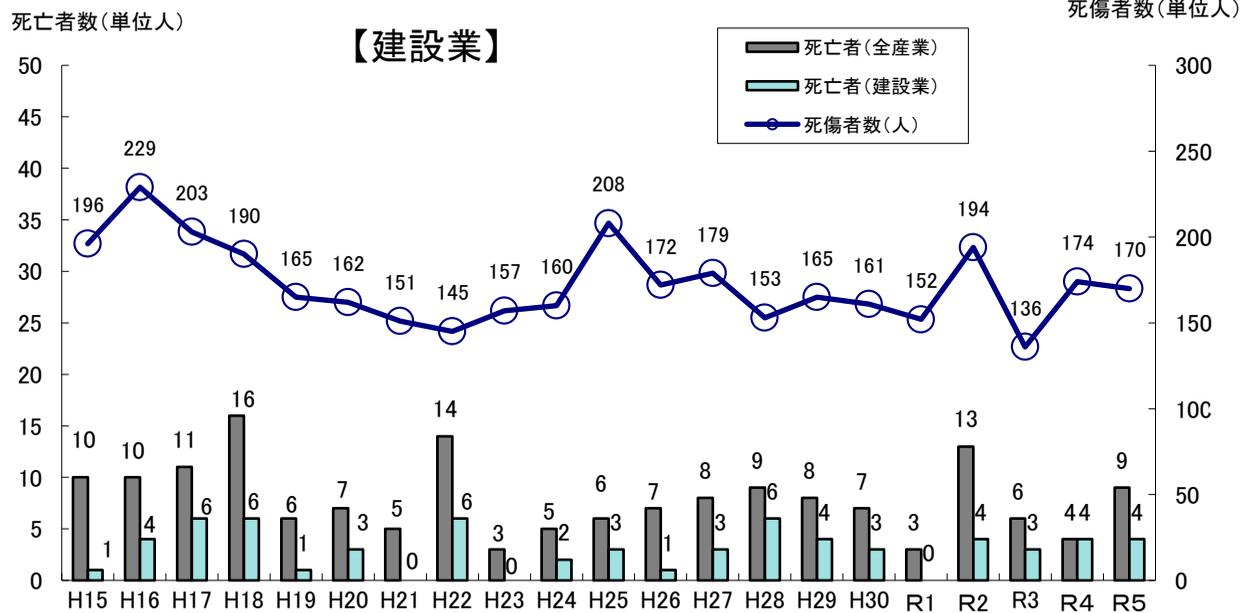
番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	伊万里署	R5.3.9	男	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に入ってきた乗用車に激突された。
			3時20分頃	60歳代			
2	製造業	伊万里署	R5.3.30	男	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22	男	転倒	整地・運搬・積み込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
			10時15分頃	70歳代			
4	製造業	佐賀署	R5.6.22	男	有害物等との接触	有害物	塗料を製造する攪拌槽(容量700リットル)内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。(有機溶剤中毒)
5	建設業	武雄署	R5.8.10	男	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
			14時15分頃	60歳代			
6	建設業	佐賀署	R5.9.8	男	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農業用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態で見つかった被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀署	R5.9.19	男	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。
			13時00分頃	60歳代			
8	商業	武雄署	R5.11.22	男	墜落・転落	通路	一人で新聞配達を行っていた被災者が、道路と配達予定先である民家の間の地面で倒れ、死亡している状態で発見されたもの。付近に被災者が使用していた自動車が停車しており、状況から道路の端から墜落したものと推測される。
			3時00分頃	70歳代			
9	運輸交通業	武雄署	R5.12.18	男	墜落・転落	トラック	配達先事業場敷地内において、4トンダンプトラックの運転手である被災者は当該ダンプトラックの荷台上で作業を行っていたが、被災者が荷台上で後ずさりをした際に、被災者の脚部が当該ダンプトラックのリア側のおおりに接触し、そのまま後ろ向きに約1.1メートル下の地面に墜落した。被災者は保護帽を着用していなかった。
			14時20分頃	60歳代			

## 佐賀県内における労働災害の推移(平成15年～令和5)



資料:労働者死傷病報告より(佐賀労働局) \*コロナ感染症によるものを除く。

## 佐賀県内における労働災害の推移(平成15年～令和5年)



資料:労働者死傷病報告より(佐賀労働局) \*コロナ感染症によるものを除く。

過去10年間の業種別死亡労働災害発生状況(平成26年～令和5年)

佐賀労働局

業種\年	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計	割合
製造業	2	1			3	1	4	1		3	15	20.3%
鉱業								1			1	1.4%
建設業	1	3	6	4	3		4	3	4	4	32	43.2%
運輸交通業	1	1	3	2		1	2			1	11	14.9%
農林業	1										1	1.4%
畜産・水産業												
商業	1	2			1	1	2			1	8	10.8%
通信業		1									1	1.4%
教育・研究業												
保健衛生業								1			1	1.4%
清掃・と畜業				1							1	1.4%
その他の事業	1			1			1				3	4.1%
合計	7	8	9	8	7	3	13	6	4	9	74	

建設業の年別・事故の型別死亡労働災害発生状況(平成26年～令和5年)

佐賀労働局

事故の型\年	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計	割合
墜落・転落			5	1	2		3	2	2		15	46.9%
はさまれ・巻き込まれ		2								1	3	9.4%
交通事故			1	2			1			1	5	15.6%
崩壊・倒壊				1					1		2	6.3%
他(熱中症、蜂刺等)					1						1	3.1%
飛来・落下												
激突され	1	1							1		3	9.4%
転倒										1	1	3.1%
おぼれ								1		1	2	6.3%
合計	1	3	6	4	3		4	3	4	4	32	

建設業の年別・起因物別死亡労働災害発生状況(平成26年～令和5年)

佐賀労働局

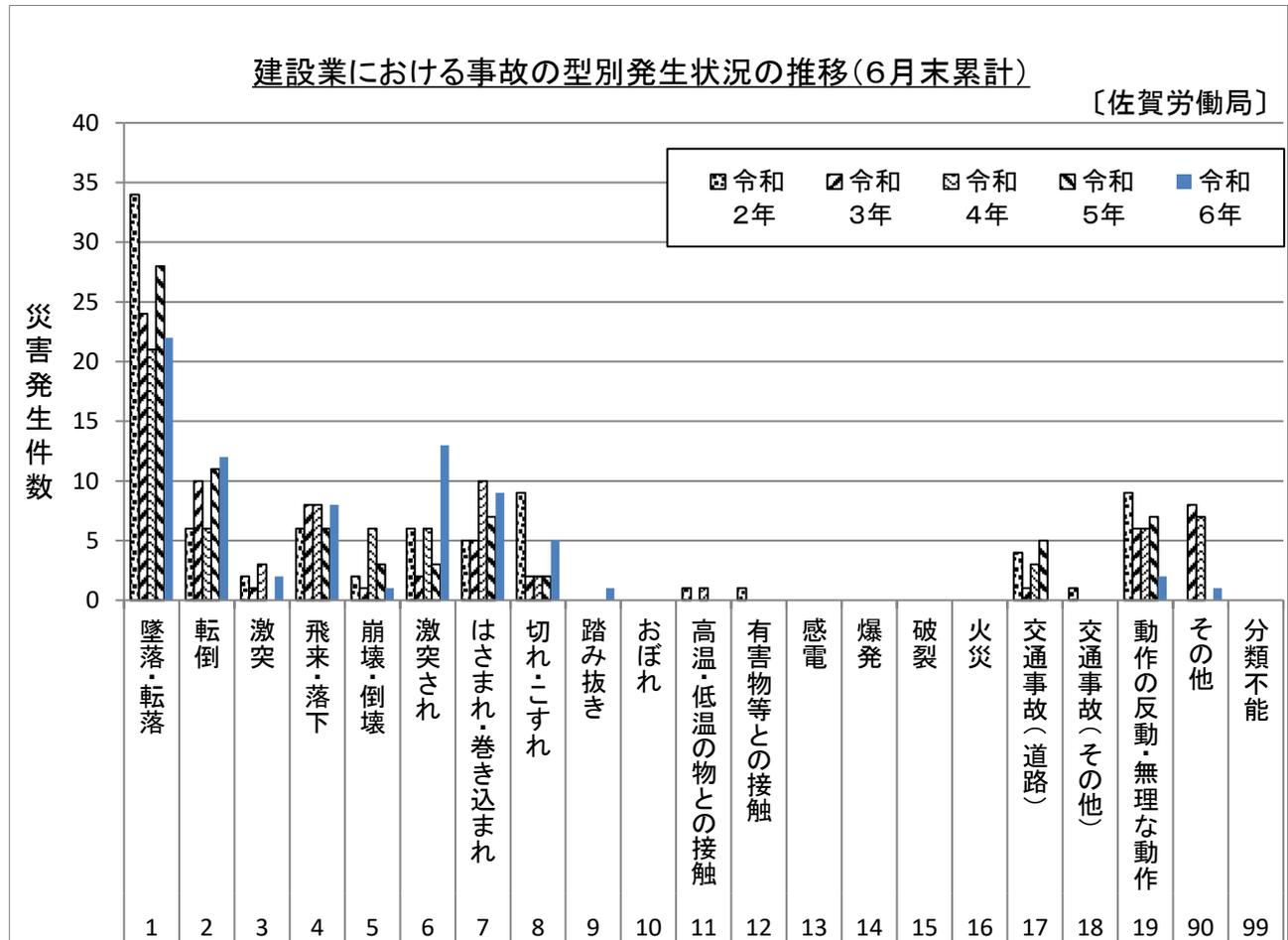
起因物\年	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計	割合
木材加工用機械												
建設機械等		1	2				1		1	2	7	21.9%
動力クレーン等		1						1			2	6.3%
動力運搬機	1		1	2	1		1		1	1	8	25.0%
乗物										1	1	3.1%
用具			1								1	3.1%
その他の装置・設備							1				1	3.1%
仮設物、建築物、構築物等			2	1	1		1	1	2		8	25.0%
荷		1									1	3.1%
環境等				1	1			1			3	9.4%
合計	1	3	6	4	3		4	3	4	4	32	



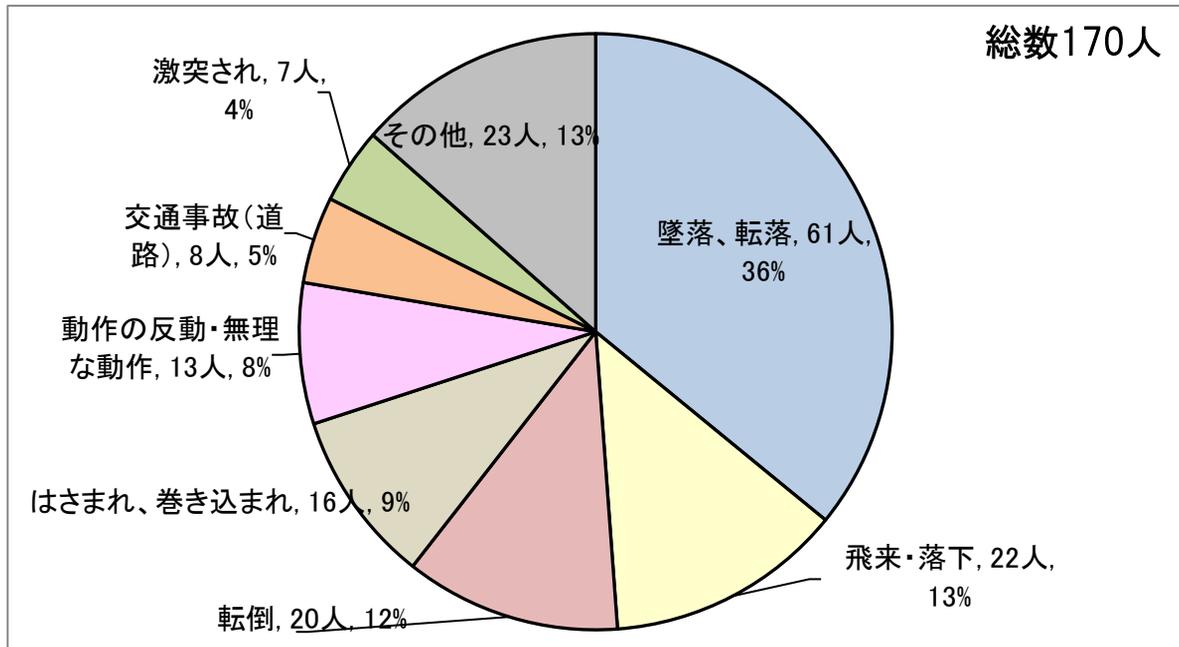
建設業における事故の型別発生状況の推移(6月末累計)

佐賀労働局

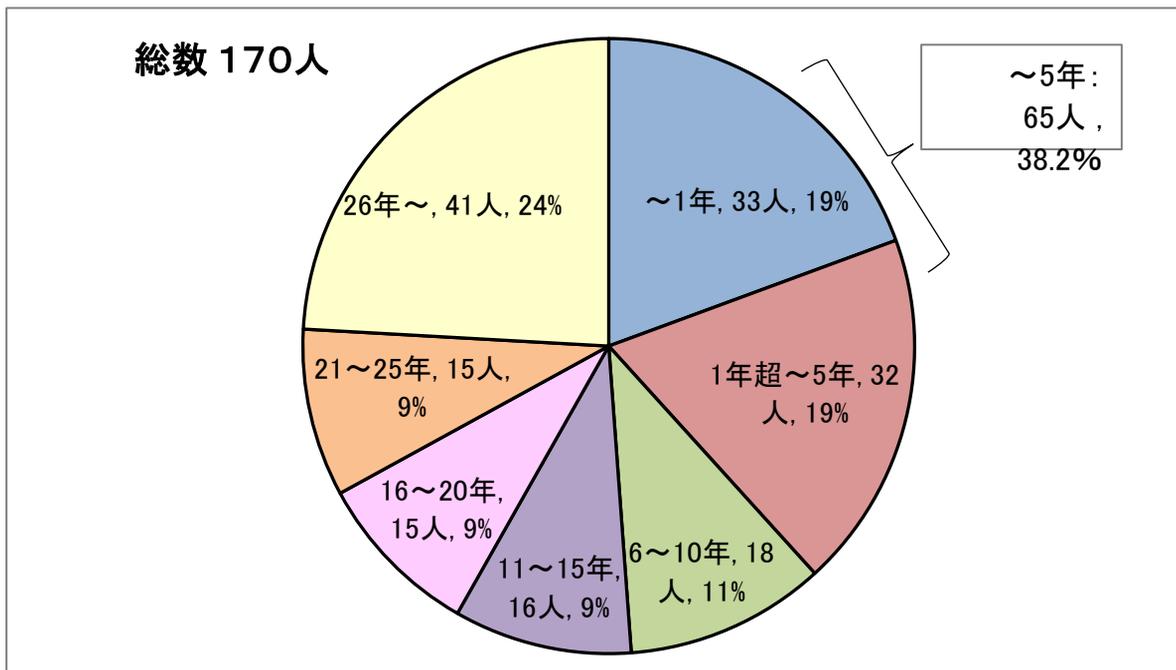
事故の型	対象年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 墜落・転落	34	24	21	28	22
2 転倒	6	10	6	11	12
3 激突	2	1	3	0	2
4 飛来・落下	6	8	8	6	8
5 崩壊・倒壊	2	1	6	3	1
6 激突され	6	2	6	3	13
7 はさまれ・巻き込まれ	5	5	10	7	9
8 切れ・こすれ	9	2	2	2	5
9 踏み抜き	0	0	0	0	1
10 おぼれ	0	0	0	0	0
11 高温・低温の物との接触	1	0	1	0	0
12 有害物等との接触	1	0	0	0	0
13 感電	0	0	0	0	0
14 爆発	0	0	0	0	0
15 破裂	0	0	0	0	0
16 火災	0	0	0	0	0
17 交通事故(道路)	4	1	3	5	0
18 交通事故(その他)	1	0	0	0	0
19 動作の反動・無理な動作	9	6	6	7	2
90 その他	0	8	7	0	1
99 分類不能	0	0	0	0	0
合計	86	68	79	72	76



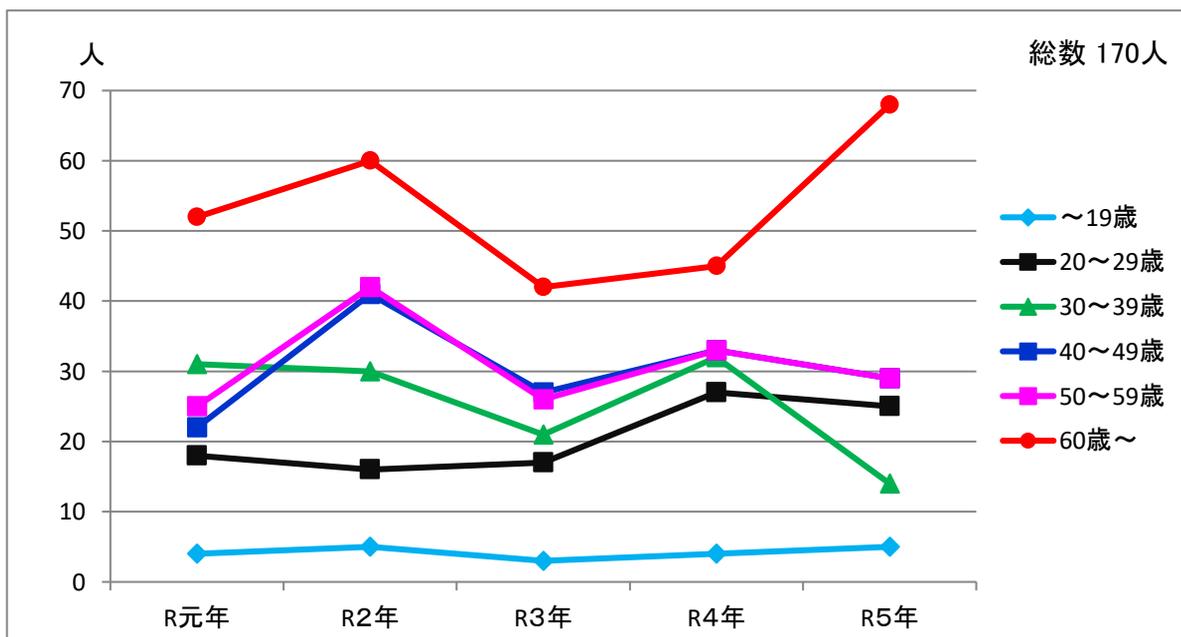
## 建設業の事故の型別労働災害発生状況(令和5年)



## 建設業の経験年数別労働災害発生状況(令和5年)



## 建設業の年齢別労働災害発生状況(令和5年)



(資料):労働者死傷病報告(休業4日以上)\*コロナ感染症によるものを除く。

## 発注者別・工事別労働災害発生状況 (平成30年～令和5年発生分)

佐賀労働局

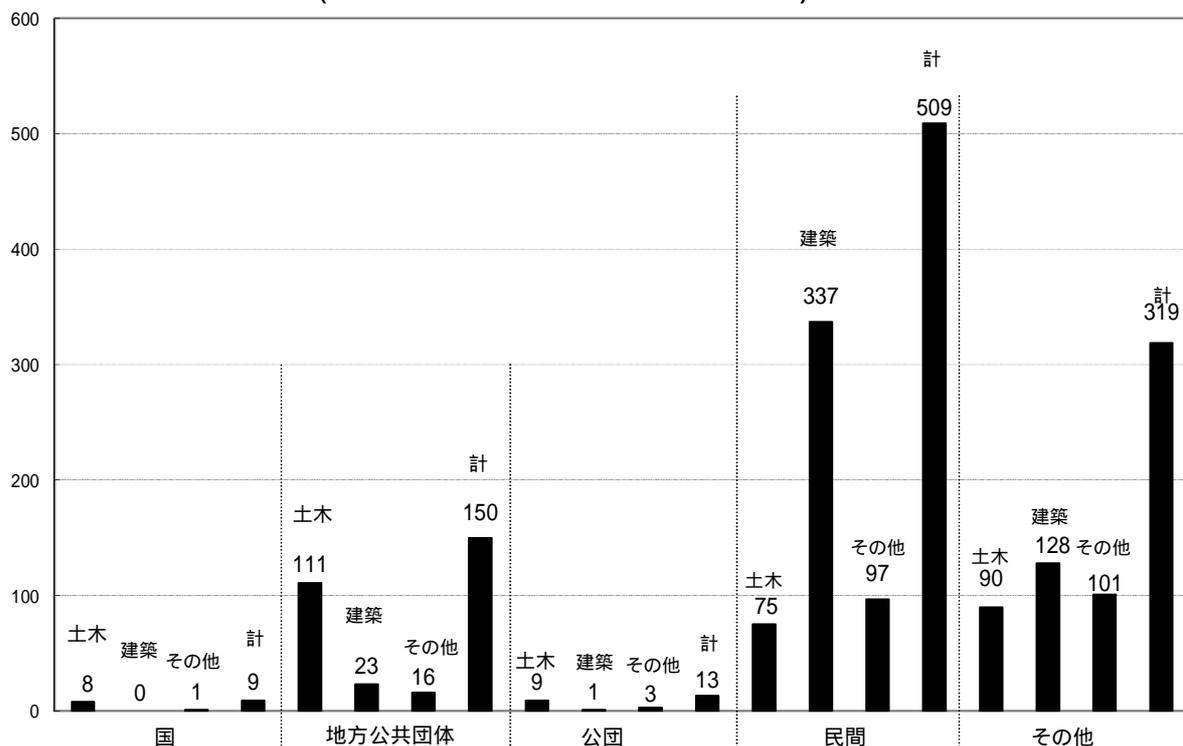
発注者種類	工事別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		合計	
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
国	土木工事業	1				1		3	(1)	1		2	(1)	8	(2)
	建築工事業														
	その他の建設業										1			1	
	計	1				1		3	(1)	1		3	(1)	9	(2)
地方公共団体	土木工事業	20	(1)	17		16		13		23	(2)	22	(1)	111	(4)
	建築工事業	4		3		5		5		4		2		23	
	その他の建設業	4		2		2		7	(1)		(1)	1		16	(2)
	計	28	(1)	22		23		25	(1)	27	(3)	25	(1)	150	(6)
公団	土木工事業	2		2		2		1		1		1		9	
	建築工事業					1								1	
	その他の建設業	2				1								3	
	計	4		2		4		1		1		1		13	
民間	土木工事業	8		14		18	(3)	14		12		9		75	(3)
	建築工事業	70	(1)	58		59	(1)	46	(1)	48	(1)	56		337	(4)
	その他の建設業	14		12		22		22		15		12		97	
	計	92	(1)	84		99	(4)	82	(1)	75	(1)	77		509	(7)
その他	土木工事業	13		17		19		7		19		15	(2)	90	(2)
	建築工事業	12	(1)	19		28		11		33		25		128	(1)
	その他の建設業	11		8		17		23		18	(1)	24		101	(1)
	計	36	(1)	44		64		41		70	(1)	64	(2)	319	(4)
合計	土木工事業	44	(1)	50		56	(3)	38	(1)	56	(2)	49	(4)	293	(11)
	建築工事業	86	(2)	80		93	(1)	62	(1)	85	(1)	83		489	(5)
	その他の建設業	31		22		42		52	(1)	33	(2)	38		218	(3)
	計	161	(3)	152		191	(4)	152	(3)	174	(5)	170	(4)	1,000	(19)

( )内は死亡者数で内数

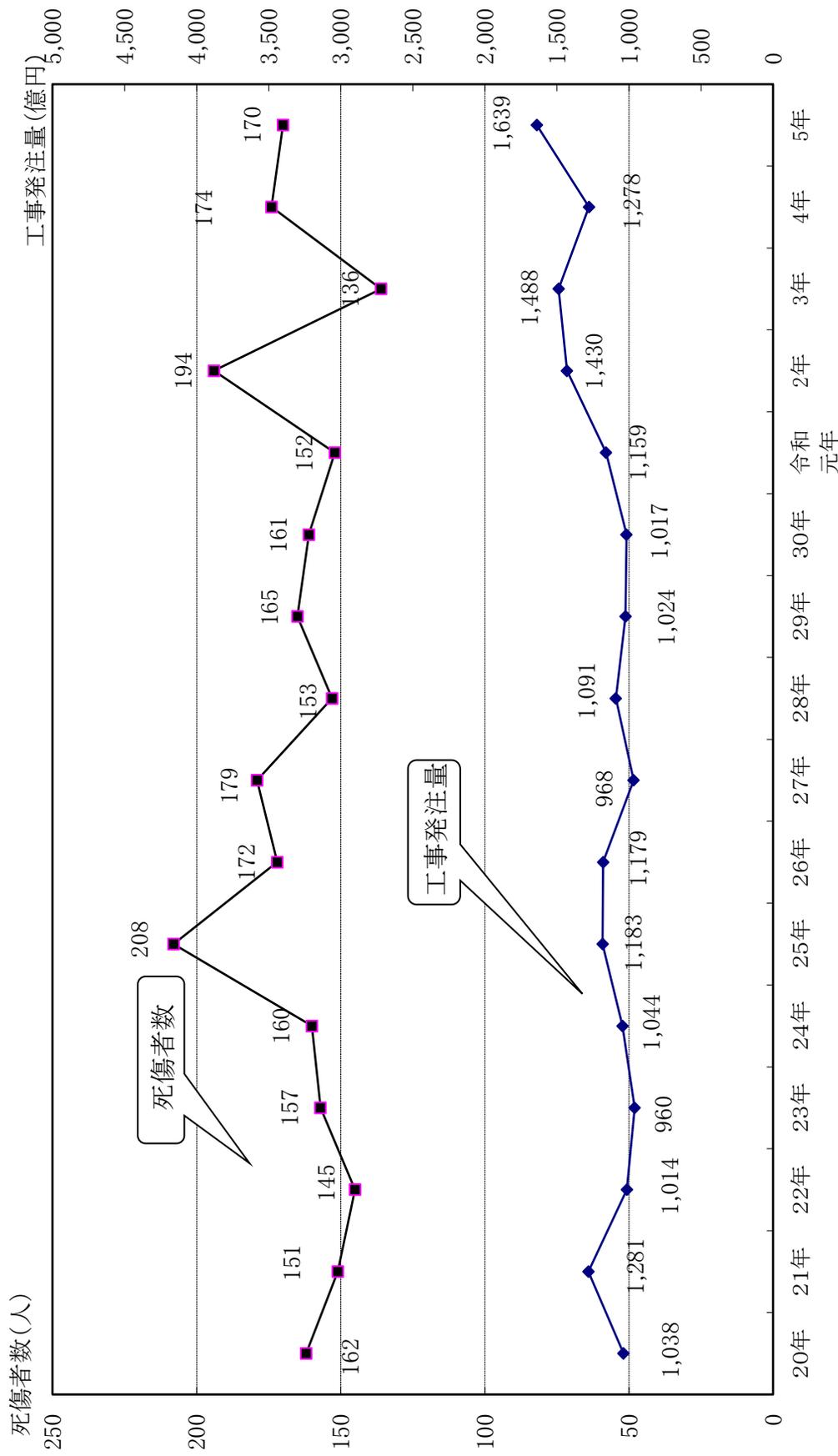
資料:労働者死傷病報告

## 発注者・工事別労働災害発生状況 (平成30～令和5年発生分)

死傷者数  
(人)



# 佐賀県内における建設業の労働災害と工事発注量(平成20年～令和5年)



災害件数 : 休業4日以上(年、労働者死傷病報告)\*コロナ感染症によるものを除く。

工事発注量:佐賀県内における公共工事発注額

(年度、公共工事動向)

西日本建設業保証(株)調べ

令和6年 業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

令和6年8月集計

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計					
	当 年 死 亡	当 年 死 傷	前 年 死 亡	前 年 死 傷	対 前 年 比	増 減 率 %	当 年 死 亡	当 年 死 傷	前 年 死 亡	前 年 死 傷	対 前 年 比	増 減 率 %	当 年 死 亡	当 年 死 傷	前 年 死 亡	前 年 死 傷	対 前 年 比	増 減 率 %	当 年 死 亡	当 年 死 傷	前 年 死 亡	前 年 死 傷	対 前 年 比	増 減 率 %	当 年 死 亡	当 年 死 傷	前 年 死 亡	前 年 死 傷	対 前 年 比	増 減 率 %
01 食料品製造		43	36	7	19.4%		13	12	1	8.3%		11	7	4	57.1%		4	3	1	33.3%		71	58	13	22.4%					
02 繊維工業			2	-2	-100.0%																	2	-2	-100.0%						
03 衣服その他の繊維	1	1	1	1	-																1	1	1	-						
04 木材・木製品		2	1	1	100.0%								1	-1	-100.0%		2	1	1	100.0%		4	3	1	33.3%					
05 家具・装備品		1	1	1	-																1	1	1	-						
06 パルプ等		7	6	1	16.7%												1	-1	-100.0%		7	7	0	0%						
07 印刷・製本		2	2	2	-																2	2	2	-						
08 化学工業	1	11	8	3	37.5%		2	2	0	0%						1	1	1	-	1	14	10	4	40.0%						
09 窯業土石		2	2	2	0%		2	2	-	-		3	2	1	50.0%		8	8	-	-	15	4	11	275.0%						
10 鉄鋼業		4	4	4	0%								1	1	0%						5	5	0	0%						
11 非鉄金属					-																									
12 金属製品		8	11	-3	-27.3%		1	1	-	-		1	4	-3	-75.0%		4	6	-2	-33.3%		14	21	-7	-33.3%					
13 一般機械器具		2	1	1	100.0%								2	1	1	100.0%		1	1	2	-1	-50.0%		5	1	4	1	25.0%		
14 電気機械器具		3	4	-1	-25.0%			1	-1	-100.0%		1	3	-2	-66.7%		1	1	1	-	-	5	8	-3	-37.5%					
15 輸送機械製造		5	5	5	0%		1	2	-1	-50.0%											1	12	13	-1	-7.7%					
16 電気・ガス					-																									
17 その他の製造		9	9	9	0%		2	1	1	100.0%		3	1	2	200.0%						14	11	3	27.3%						
01 製造業	2	100	1	89	11	12.4%	21	18	3	16.7%	22	20	2	10.0%	1	27	1	19	8	42.1%	3	170	2	146	24	16.4%				
02 鉱業					-			1	-1	-100.0%												1	-1	-100.0%						
01 水力発電所					-								1	-1	-100.0%							1	-1	-100.0%						
02 トンネル建設工事					-																									
03 地下鉄建設工事					-																									
04 軌道建設工事	1		1	1	-		1	1	-	-											2		2	-						
05 橋梁建設工事					-																									
06 道路建設工事	4	3	1	33.3%		4	1	2	2	100.0%		2	3	-1	-33.3%		2	1	1	100.0%		12	1	9	3	33.3%				
07 河川土木工事	1	1	1	0%								1	1	0%		1	1	1	-	-	3	2	1	50.0%						
08 砂防工事	1	1	1	0%																	1	1	1	0%						
09 土地整理土木	2		2	2	-																2		2	-						
10 上下水道			2	-2	-100.0%																	2	-2	-100.0%						
11 港湾海岸					-																									
99 その他土木	4	6	-2	-33.3%		1	1	1	-	-		3	1	2	200.0%		1	1	1	0%		9	1	8	1	12.5%				
01 土木工事	13	13	13	0%		6	1	2	4	200.0%		6	6	0%		4	1	2	2	100.0%		29	2	23	6	26.1%				
01 鉄骨・鉄筋家屋	7	5	2	40.0%		1	2	-1	-50.0%			2	-2	-100.0%	1	1	1	1	-	-	1	9	9	0	0%					
02 木造家屋建築	4	9	-5	-55.6%		2	2	0%	0%		3	5	-2	-40.0%			5	-5	-100.0%		9	21	-12	-57.1%						
03 建築設備工事		2	-2	-100.0%		1	1	-	-		2	1	1	100.0%			1	-1	-100.0%		3	4	-1	-25.0%						
09 その他の建築工事	4	4	4	0%		1	1	-	-		5	4	1	25.0%		1	1	1	0%		11	9	2	22.2%						
02 建築工事	15	20	-5	-25.0%		5	4	1	25.0%		10	12	-2	-16.7%	1	2	7	-5	-71.4%	1	32	43	-11	-25.6%						
01 電気通信工事	2	2	2	0%		2	2	-	-			1	-1	-100.0%		1	1	1	-	-	5	3	2	66.7%						
02 機械器具設置	2	2	2	-	-	1	1	-	-				2	2	-		2	2	-	-	5	5	0	0%						
09 その他の建設	10	5	5	100.0%		2	7	-5	-71.4%		4	3	1	33.3%			3	-3	-100.0%		16	18	-2	-11.1%						
03 その他の建設	14	7	7	100.0%		5	7	-2	-28.6%		4	4	0%	0%		3	3	0%	0%		26	21	5	23.8%						
03 建設業	42	40	2	5.0%		16	1	13	3	23.1%	20	22	-2	-9.1%	1	9	1	12	-3	-25.0%	1	87	2	87	0%					
01 鉄道等					-		1	-1	-100.0%													1	-1	-100.0%						
02 道路旅客	5	4	1	25.0%		1	1	0%	0%								1	-1	-100.0%		6	6	0	0%						
03 道路貨物運送	58	41	17	41.5%		6	6	0%	0%		3	6	-3	-50.0%		5	8	-3	-37.5%		72	61	11	18.0%						
04 その他の運輸交通					-																									
04 運輸交通業	63	45	18	40.0%		7	8	-1	-12.5%		3	6	-3	-50.0%		5	9	-4	-44.4%		78	68	10	14.7%						
05 貨物取扱	15	9	6	66.7%		1	1	-	-								1	-1	-100.0%		16	10	6	60.0%						
06 農林業	3	6	-3	-50.0%		1	4	-3	-75.0%		3	2	1	50.0%		1	1	1	-	-	8	12	-4	-33.3%						
07 畜産・水産業	7	4	3	75.0%		4	4	0%	0%		2	1	1	100.0%							13	9	4	44.4%						
01 卸売業	5	5	5	0%		3	4	-1	-25.0%		6	7	-1	-14.3%		1	1	0%	0%		15	17	-2	-11.8%						
02 小売業	43	35	8	22.9%		11	6	5	83.3%		12	13	-1	-7.7%		12	6	6	100.0%		78	60	18	30.0%						
03 理美容業		1	-1	-100.0%																		1	-1	-100.0%						
04 その他の商業	12	15	-3	-20.0%			1	-1	-100.0%		3		3	-			2	-2	-100.0%		15	18	-3	-16.7%						
08 商業	60	56	4	7.1%		14	11	3	27.3%		21	20	1	5.0%		13	9	4	44.4%		108	96	12	12.5%						
09 金融広告業	1	1	1	0%							1	1	-	-							2	1	1	100.0%						
10 映画・演劇業					-																									
11 通信業	4	3	1	33.3%		2	2	0%	0%			1	-1	-100.0%		2		2	-	-	8	6	2	33.3%						
12 教育研究	4	5	-1	-20.0%		1	1	0%	0%		1	1	0%	0%							6	6	0	0%						
01 医療保健業	20	65	-45	-69.2%		2	4	-2	-50.0%		8	21	-13	-61.9%		2	7	-5	-71.4%		32	97	-65	-67.0%						
02 社会福祉施設	50	65	-15	-23.1%		33	20	13	65.0%		16	25	-9	-36.0%		12	14	-2	-14.3%		111	124	-13	-10.5%						
03 その他の保健衛生	1	2	-1	-50.0%							1	1	-	-							2	2	0	0%						
13 保健衛生業	71	132	-61	-46.2%		35	24	11	45.8%		25	46	-21	-45.7%		14	21	-7	-33.3%		145	223	-78	-35.0%						
14 接客娯楽	21	21	21	0%		4	9	-5	-55.6%		10	8	2	25.0%		5	5	0%	0%		40	43	-3	-7.0%						
15 清掃・と畜	13	16	-3	-18.8%		3	4	-1	-25.0%		2	3	-1	-33.3%			1	-1	-100.0%		18	24	-6	-25.0%						
16 官公署					-						1	1																		



## 令和5年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、本資料の「一人親方等」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めています。

### I 概要

表1. 工事の種類別 災害発生状況

	一人親方等	
	うち一人親方	
土木工事	8 ( 10 )	3 ( 3 )
建築工事	51 ( 49 )	37 ( 26 )
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	9 ( 10 )	7 ( 3 )
木造家屋建築工事	17 ( 18 )	12 ( 12 )
その他の建築工事	25 ( 21 )	18 ( 11 )
その他の建設工事	17 ( 12 )	9 ( 6 )
分類不能・不明	4 ( 1 )	4 ( 1 )
総計	80 ( 72 )	53 ( 36 )

表2. 事故の型別／起因物別 災害発生状況

	一人親方等	
	うち一人親方	
墜落、転落	51 ( 46 )	33 ( 26 )
足場	13 ( 10 )	8 ( 6 )
屋根、はり、もや、けた、合掌	11 ( 10 )	9 ( 5 )
はしご等	11 ( 12 )	9 ( 8 )
建築物、構築物	5 ( 7 )	2 ( 4 )
作業床、あゆみ板	3 ( 3 )	2 ( 2 )
その他の仮設物、建築物、構築物等	3 ( 0 )	2 ( 0 )
開口部	2 ( 2 )	1 ( 1 )
掘削用機械	1 ( 0 )	0 ( 0 )
整地・運搬・積込み用機械	1 ( 0 )	0 ( 0 )
石、砂、砂利	1 ( 0 )	0 ( 0 )
フォークリフト	0 ( 1 )	0 ( 0 )
高所作業車	0 ( 1 )	0 ( 0 )
はさまれ、巻き込まれ	5 ( 3 )	3 ( 0 )
崩壊、倒壊	4 ( 4 )	3 ( 2 )
切れ、こすれ	3 ( 0 )	2 ( 0 )
有害物等との接触	3 ( 1 )	3 ( 1 )
激突され	2 ( 3 )	1 ( 1 )
飛来、落下	2 ( 2 )	0 ( 1 )
高温・低温の物との接触	2 ( 2 )	1 ( 0 )
激突	1 ( 1 )	1 ( 0 )
感電	1 ( 1 )	1 ( 0 )
おぼれ	1 ( 2 )	0 ( 1 )
交通事故（道路）	1 ( 1 )	1 ( 0 )
転倒	0 ( 3 )	0 ( 2 )
火災	0 ( 2 )	0 ( 1 )
分類不能	2 ( 1 )	2 ( 1 )
その他	2 ( 0 )	2 ( 0 )
合計	80 ( 72 )	53 ( 36 )

\* 厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

\* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（13名）、役員（8名）、家族従事者（4名）、詳細不明（2名）である。

\* 死亡者数。（ ）内は令和4年数値

令和5年一人親方等の死亡災害発生状況(令和5年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	51
はさまれ、巻き込まれ	5
崩壊、倒壊	4
切れ、こすれ	3
有害物等との接触	3
激突され	2
飛来、落下	2
高温・低温の物との接触	2
激突	1
感電	1
おぼれ	1
交通事故(道路)	1
分類不能	2
その他	2
合計	80

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

足場	13
屋根、はり、もや、けた、合掌	11
はしご等	11
建築物、構築物	5
作業床、歩み板	3
その他の仮設物、建築物、構築物等	3
開口部	2
掘削用機械	1
整地・運搬・積み込み用機械	1
石、砂、砂利	1
合計	51

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	2	5	0	1	8
建築工事	11	31	1	8	51
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	2	4	0	3	9
木造家屋建築工事	7	9	1	0	17
その他の建築工事	2	18	0	5	25
その他の建設工事	1	15	0	1	17
分類不能・不明	0	1	0	3	4
総計	14	52	1	13	80

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	0
20～29歳	1
30～39歳	5
40～49歳	11
50～59歳	28
60～69歳	19
70歳以上	13
不明	3
計	80

5. 業種別/元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者								
土木工事	2	0	3	2	0	0	1	0	6	2
建築工事	5	6	21	10	0	1	7	1	33	18
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	1	4	0	0	0	3	0	8	1
木造家屋建築工事	4	3	7	2	0	1	0	0	11	6
その他の建築工事	0	2	10	8	0	0	4	1	14	11
その他の建設工事	0	1	9	6	0	0	1	0	10	7
分類不能・不明	0	0	1	0	0	0	3	0	4	0
総計	7	7	34	18	0	1	12	1	53	27

\* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(13名)、役員(8名)、家族従事者(4名)、詳細不明(2名)である。

\* 労災保険特別加入の「未加入」には、加入状況が「不明」な場合を含む。

令和5年一人親方の死亡災害発生状況(令和5年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	33
はさまれ、巻き込まれ	3
崩壊、倒壊	3
切れ、こすれ	2
有害物等との接触	3
激突され	1
高温・低温の物との接触	1
激突	1
感電	1
交通事故(道路)	1
分類不能	2
その他	2
合計	53

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

足場	8
屋根、はり、もや、けた、合掌	9
はしご等	9
建築物、構築物	2
作業床、歩み板	2
その他の仮設物、建築物、構築物等	2
開口部	1
合計	33

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	0	2	0	1	3
建築工事	6	24	0	7	37
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	3	0	3	7
木造家屋建築工事	4	8	0	0	12
その他の建築工事	1	13	0	4	18
その他の建設工事	1	7	0	1	9
分類不能・不明	0	1	0	3	4
総計	7	34	0	12	53

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	0
20～29歳	0
30～39歳	2
40～49歳	7
50～59歳	21
60～69歳	14
70歳以上	7
不明	2
計	53

5. 業種別/元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者								
土木工事	0	0	2	0	0	0	1	0	3	0
建築工事	1	5	17	7	0	0	6	1	24	13
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	1	3	0	0	0	3	0	6	1
木造家屋建築工事	1	3	7	1	0	0	0	0	8	4
その他の建築工事	0	1	7	6	0	0	3	1	10	8
その他の建設工事	0	1	5	2	0	0	1	0	6	3
分類不能・不明	0	0	1	0	0	0	3	0	4	0
総計	1	6	25	9	0	0	11	1	37	16

\* 労災保険特別加入の「未加入」には、加入状況が「不明」な場合を含む。

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

**50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています**  
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

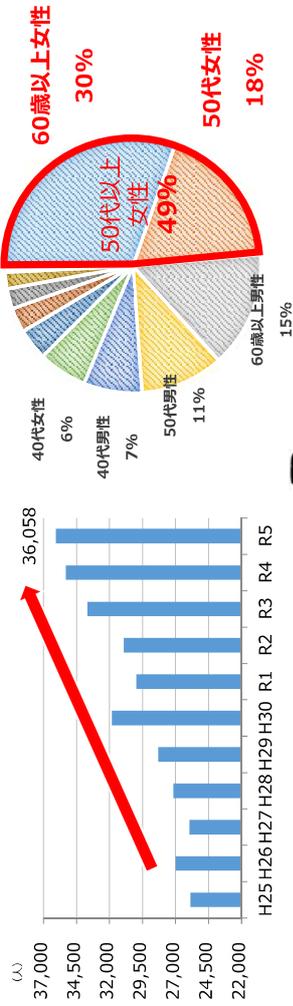
- (なし)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底**
- 通路等の凹凸につまずいて転倒**  
 >敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消**
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒**  
 >適切な通路の設定  
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**  
 >設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 >転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

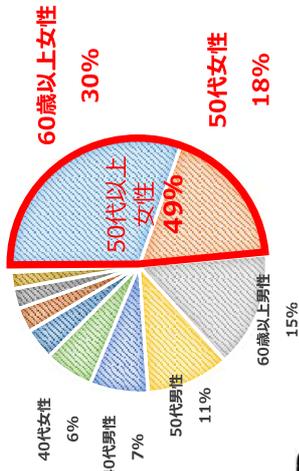
- 凍結した通路等で滑って転倒**  
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
  - 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**  
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
  - ウエットエリア（食品工場等）で滑って転倒**  
 >滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 >防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
 >隣接エリアまで濡れないよう処置
  - 雨で濡れた通路等で滑って転倒**  
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- （★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます  
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます

# 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

**48.5日**

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- > **加齢とともにすべての人が、転びやすくなります**  
 > いますぐ「転びの予防 体力チェック」
- > 「毎日かんたん！ 口コミ予防」
- > **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**  
 > 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- > 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



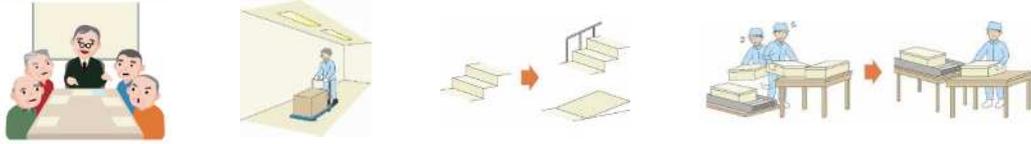
(R6)

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**  
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**  
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）**  
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）**  
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**  
雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**  
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。  
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
  - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
  - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**  
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**  
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています**。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金



# 外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

## マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

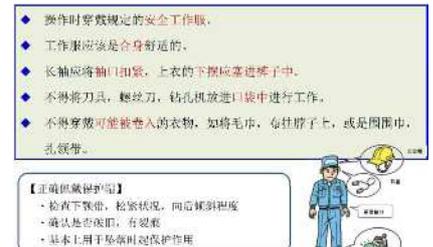
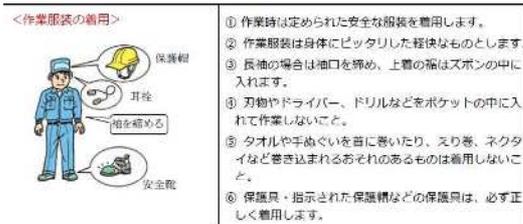


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

## 技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

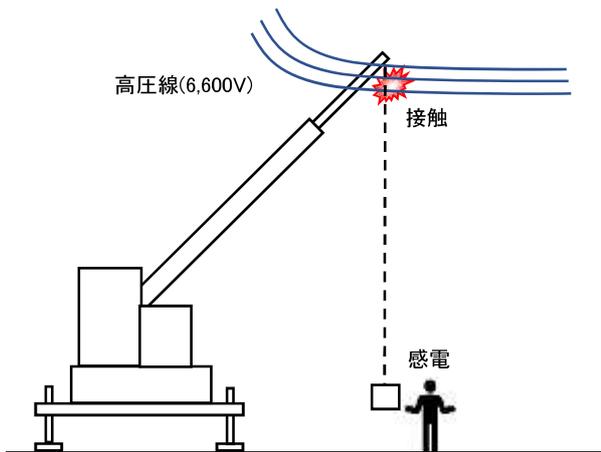
九州電力送配電株式会社からのお願いです

# 電気事故の防止にご協力ください

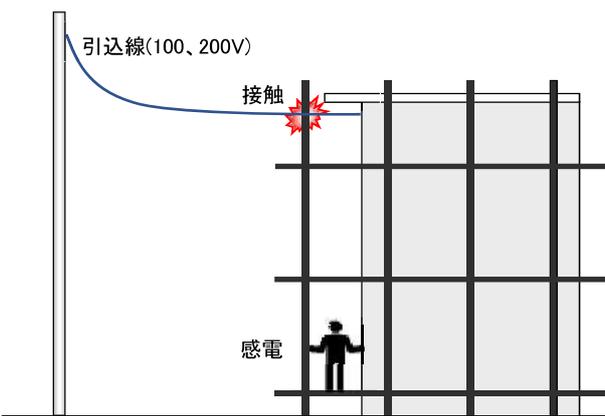
～足場、クレーンなど作業中の感電事故が発生しています～

## 電気事故(感電)の例

- 1 クレーンを使用中に、**ワイヤーが高圧線に接触**して感電  
(作業: 建屋基礎へのコンクリート流込み)



- 2 **引込線に接触**していた足場に触れて感電  
(作業: 建屋の外壁の塗装工事)



・ その他にユニック車やダンプ車を使用中、また造園や伐採作業でも感電事故が発生しています

## 電気事故を起こしてしまうと

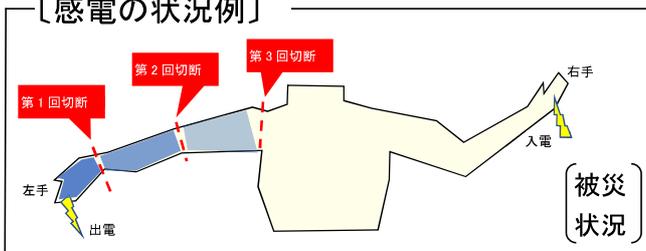
### 感電

- 感電するのは**作業者**です
- やけどのみならず、**死亡するケースもあります**  
100-200V の低圧線でも感電し、死亡する危険があります

### 社会的な影響

- **都市に大停電**
  - ・ 病院に…人命
  - ・ 交通機関に…停止
  - ・ 生活に…断水
  - ・ 工場やオフィスに…停止
- **莫大な賠償金が発生する場合があります**

〔感電の状況例〕



被災状況

- ・ 電気が右手から入り、左手から出た
- ・ 電気が流れた部分が腐りはじめ、10日間位の間隔で腕を切断

(注意) 事業者の方には、**工作物の建設等の作業を行う場合において、感電防止の措置を講じる義務**があります

・ 労働安全衛生法第29条の2、労働安全衛生規則第349条など

## 作業される方へお願いしたいこと

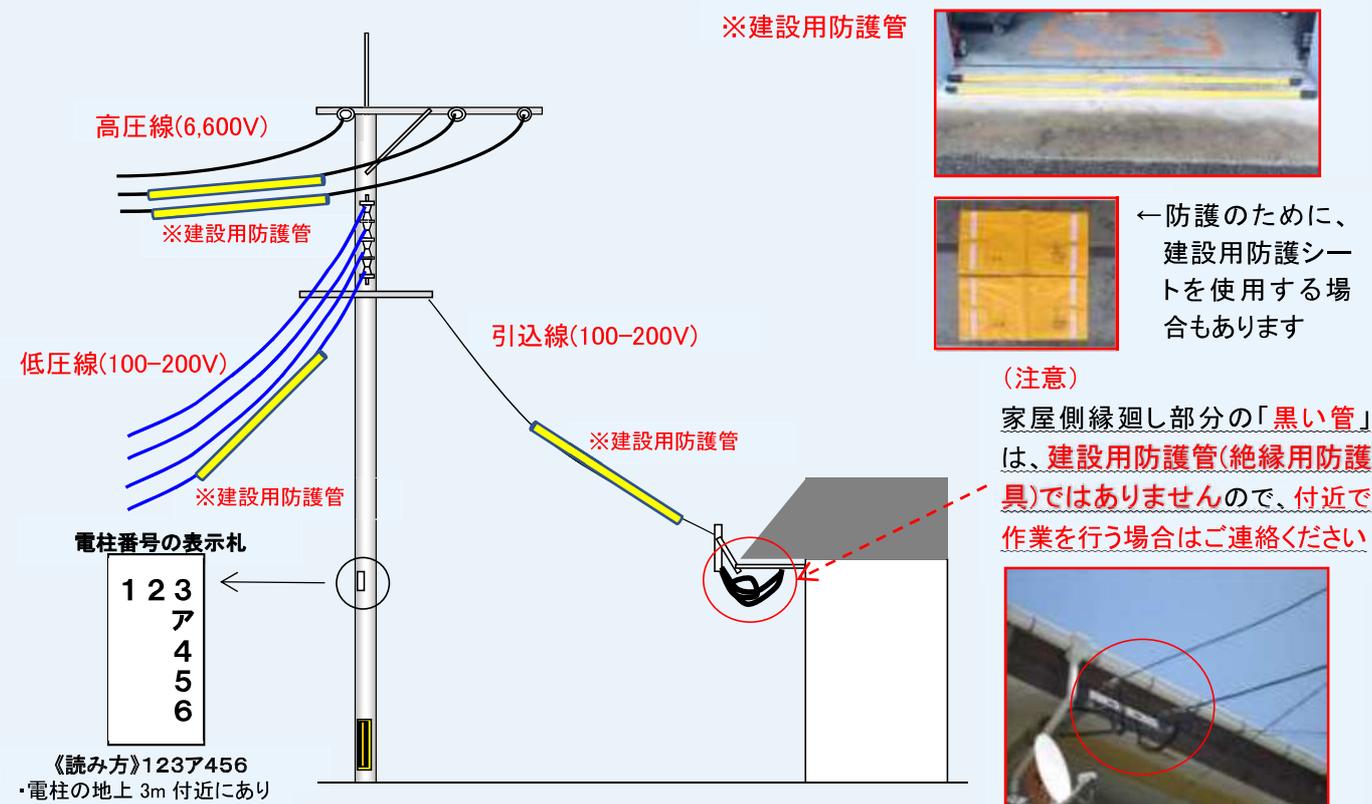
- 電線近くで作業を行う際は、必ず事前に、防護管事業会社(九電送配サービス)に建設用防護管取付のインターネットお申し込みをお願いします
- インターネット申し込みについては、右記 QR コードを読み取りのうえ実施ください



- 配電線には建設用防護管(絶縁用防護具)などによる防護を行います。お申し込みから取付けまで標準で3週間(15営業日)程度かかります。取付け希望日には余裕をもって、早めにお申し込みください。
- 建設用防護管が取付けてあっても、絶対に触れないでください(感電する恐れがあります)

(注意) 弊社からのお願いにご協力いただけない場合には、  
所轄の労働基準監督署に連絡させていただくことがあります

### 設備概要(配電線)



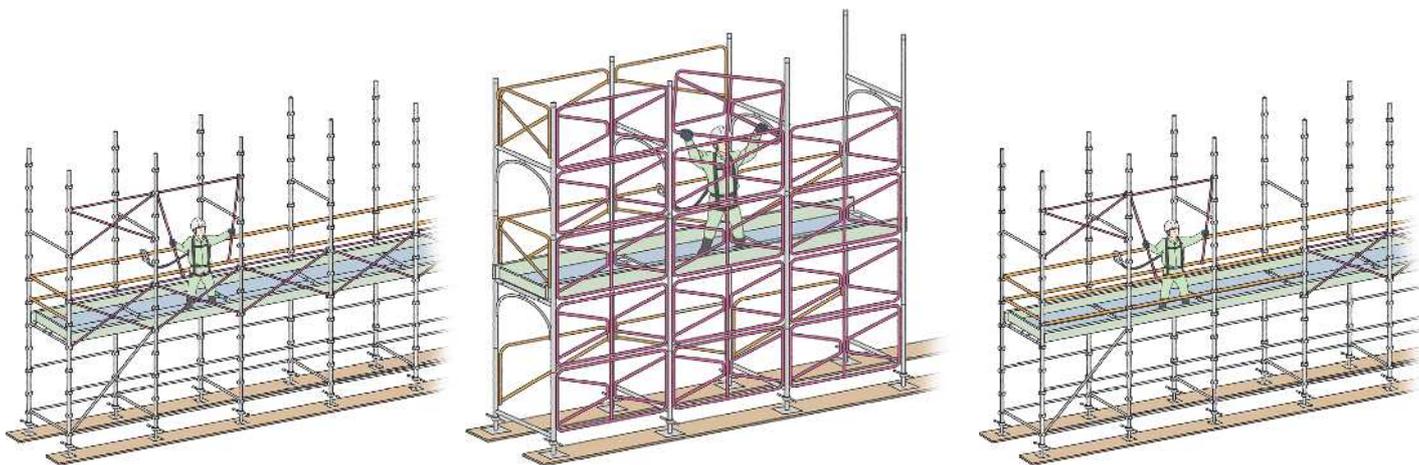
# 手すり先行工法の足場を使用しましょう

## 改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



## 改正のポイント

### 1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

### 2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

### 3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→



# ● 手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

## 働きやすい安心感のある足場とは

P6,7 に記載する留意事項のほか、より安全な作業を行えるように必要な次の措置を講じた足場を言います。わく組足場については以下の2つの□又は◇の措置が必要です。

□交さ筋かい及び高さ 15cm~40cm の下棧又は高さ 15cm 以上の幅木（これらと同等以上の機能を有する設備）

□上棧（これらの措置と同等以上の機能を有する手すりわく）

◇防音パネル、ネットフレームの設置等（□と同等の措置）

わく組足場以外の足場については、右記二次元コードより確認ください。その他、墜落災害の防護のための安全ネット、飛来・落下防止のためのメッシュシート又は防音シートを設置しましょう。

強風等の悪天候時に作業を中止する場合にあっては、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めましょう！

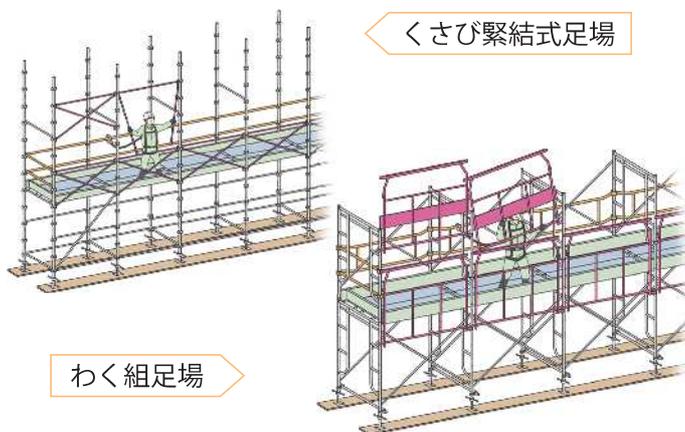
安全ネット等の性能、使用方法はこちらから▶



## 手すり先行工法の種類

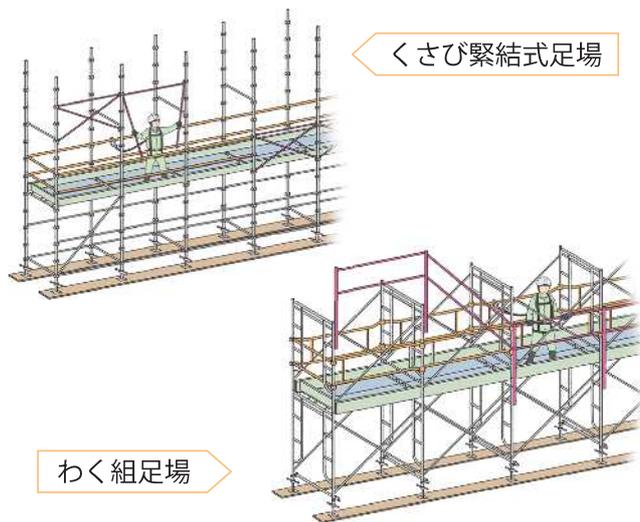
### 手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



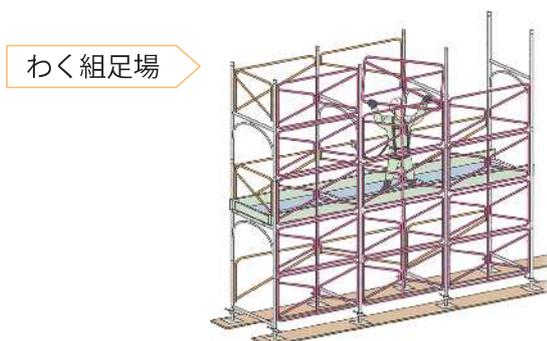
### 手すり先送り方式

- 足場の組立等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（先送り手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式
- 先送り手すり機材は最上層のみに設置されることが一般的



### 手すり先行専用足場方式

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式



## 性能

### 要求性能墜落制止用器具を 取り付ける機材

- 支柱用親綱は、下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
  - ①金具等(フック)が荷重11.5kNまでに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。
  - ②荷重の最大値が14.0kN以上であること。

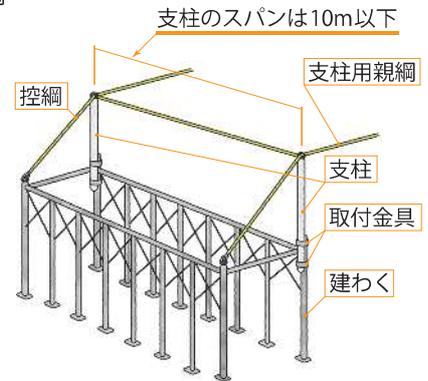


- その他、親綱機材の必要な性能はこちら



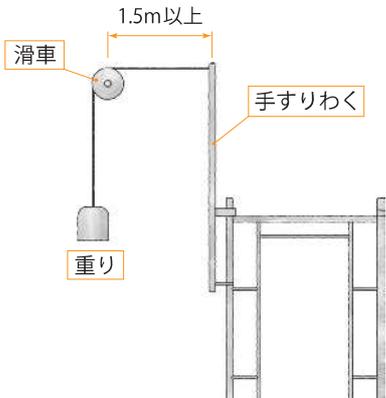
## 使用方法

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 支柱の取り付け等は、次に定めるところによること。
- その他、必要な情報はこちら。  
親綱機材・支柱用親綱・緊張器等の使用方法



### 据置手すり機材と先送り手すり機材

- 下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
  - ①水平移動量が100mm以下であること。
  - ②強度：水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できること。



- その他、手すりわくの必要な性能はこちら



- くさび緊結式足場用先行手すりの性能はこちら



据置手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 交さ筋かいを取り外して使用する据置手すり機材にあつては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること。
- 以下それぞれの使用方法及び製造者が定める使用方法等により使用すること

手すりわくの  
使用方法



くさび緊結式足場用先行  
手すりの使用方法



先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。
- 足場の片側又は両側の構面に設置すること。
- わく組足場に使用する場合は、交さ筋かい及び下棧又は15センチメートル以上の幅木を設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと
- くさび緊結式足場に使用する場合は、手すり及び中棧を設置した後でなければ上下移動させてはならないこと
- 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること
- 製造者が定める使用方法等により使用すること

### 手すり専用足場

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

手すり専用足場は、次に定めるところにより使用

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するとき、必要な強度を有していることを確認すること

# ● 事前調査、各計画の策定により施工計画を策定し、

## 事前調査

次の事項の調査を行い、その状況を確認

＜敷地内調査＞

- 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- 敷地の広さ、形状、鶏舎、土質等の状況
- 敷地使用上の制約、障害物の存在等
- その他足場の設置に関して必要な事項

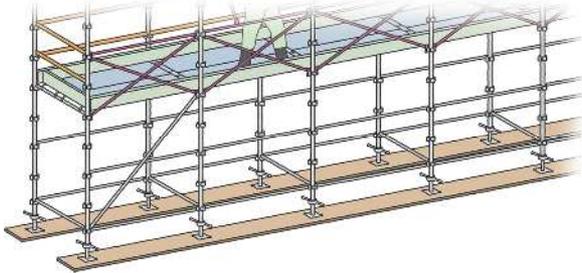
## 計 画

### 足場計画

次の事項を明らかにした足場計画を策定

- 足場の種類、足場の組立て等の作業方法
- 構造（丈夫で安心感のある構造）
- 設計荷重（足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定）
- 最大積載荷重（足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定める）
- 機材（足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認）
- 組立図（各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成）
- 点検（点検頻度、実施体制、結果の記録・保存・保存期間）

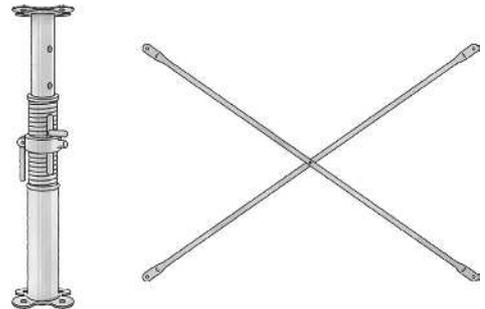
点検に関する改正労働安全衛生規則（令和5年10月施行）の情報はこちら▶



### 機材管理計画

次の事項を明らかにした機材管理計画を作成

- 機材の点検（組立て・変更の作業前に）
- 規格への適合の確認（鋼管足場用の部材及び附属金具の規格等）
- 経年管理の確認（参照：平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」）



### 仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成

- 安全に昇降するための仮設備
- 飛来落下を防止するための仮設備
- 照明を確保するための仮設備
- 電源を確保するための仮設備
- その他必要な仮設備

## 工 程 表

足場を使用する作業・足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成

- 各作業に関する工程
- 安全衛生管理に関する工程
- 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

# 関係労働者に周知しましょう！

## <周囲の調査>

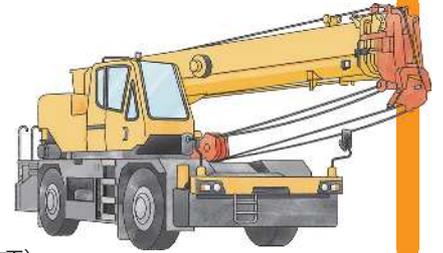
- 敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- 架空電線の有無及びその状況
- 崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- 道路、交通量、交通規制等の状況
- 工事施工上の制約等
- その他足場の設置に関して必要な事項



## 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する時は、次の事項を明らかにした機械計画を作成

- 機械の設置 (①使用する機械の種類、能力及び必要台数  
②使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間  
③使用する機械の搬出入の方法  
④その他機械の設置に必要な事項)
- 機械の使用 (①機械の作業範囲及び作業方法  
②機械の運行経路③機械の運転中に立入りを禁止する方法  
又は誘導者を配置する方法④その他機械の使用に必要な事項)



## 作業計画

足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成

- 足場の組立ての作業の準備 (障害物等の除去方法、架空電線の防護方法、足場の基礎地盤の整備方法、周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法、機材等の搬入及び仮置き方法、その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項)
- 足場の組立ての作業 (①足場を構成する部材の取付けの方法及び手順②朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順③階段及び踊り場の設置方法及び設置手順④出入口等の補強方法及び補強手順⑤機械の作業方法等に応じた作業手順⑥その他足場の組立ての作業に必要な事項)
- 足場の解体の作業 (①取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順②機械の作業方法等に応じた作業手順③その他足場の解体の作業に必要な事項)
- 足場の変更の作業 (①足場の変更に関する承認方法②一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法③足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法④その他足場の変更の作業に必要な事項)

## 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成

- 安全衛生管理体制
- 安全衛生教育
- 安全衛生活動

策定した計画に基づき、前のページで紹介した手すり先行工法の使用方法を確認し作業を行いましょう。

計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行い、変更した計画を関係労働者に周知しまししょう！

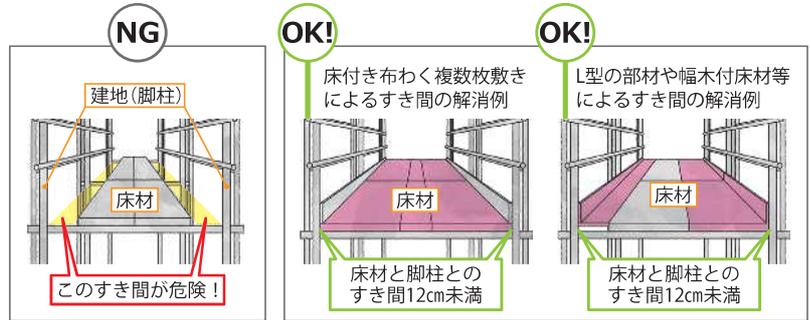


# ● 手すり先行工法を用いた足場の組立て等作業に当たり留意すべき事項

## 1. 足場の構造上の留意事項

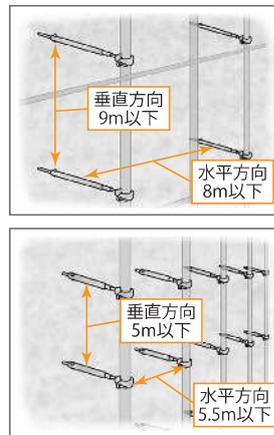
### 布

- 足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なる場合は、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として12センチメートル未満になるように設置すること
- 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること



### 壁つなぎ

- 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること
- 壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること
- 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合には、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所を取り付けること



### わく組足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

### くさび緊結式足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

### 脚部

- 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること

### わく組足場

- 建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さを揃えること

### くさび緊結式足場

- 支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さを揃えること

### 筋交い

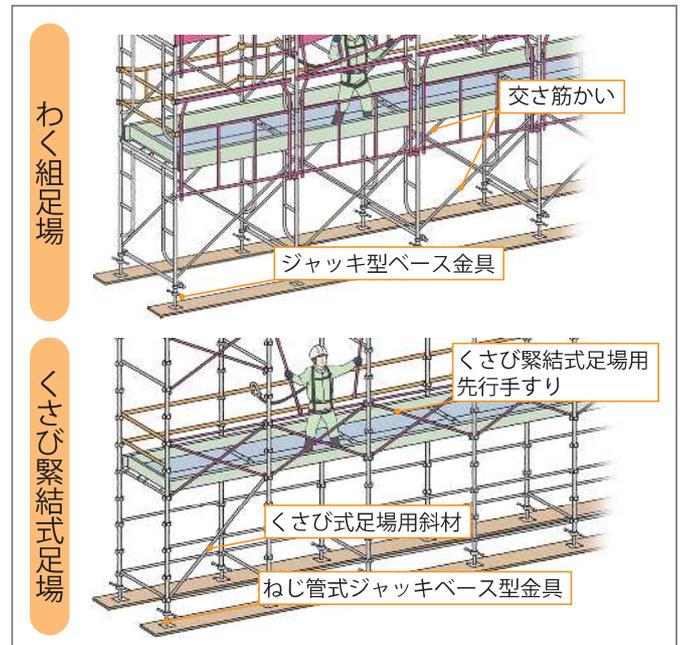
- 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること

### わく組足場

- 交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること

### くさび緊結式足場

- くさび緊結式足場用先行手すり又はくさび式足場用斜材を取り付けること



## 2. 足場の組立て等の作業における留意事項

### 作業時期等の周知

- 足場の組立て等の作業に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること

### 立入禁止

- 足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること

## 手すり先行の徹底

- 手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取り外された作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

## 要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱の設置等

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親綱を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱を設置するときは、リーフレットP3の要求性能墜落制止用器具の性能・使用方法を確認すること

## つり網等の使用

- 機材等を上げ下ろしするときは、つり綱、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること

## 特別教育の実施

- 足場の組立て等の作業に係る業務に就く労働者に対しては、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の特別教育を実施すること。また、足場を使用する作業に就く労働者に対しては、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育を実施するよう努めること

## 要求性能墜落制止用器具の使用

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること
- なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づいて対応すること

## 悪天候時の作業の中止

- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること

## 作業主任者の選任

- 足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に安衛則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること

## 足場の変更

- 足場を変更する場合は、作業計画で定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材等は必ず復元すること

## 3. 足場の点検等に関する留意事項

### 点検等の実施体制

#### <点検者の指名>

- 安衛則第567条に基づき点検者を指名すること
- 足場の組立て作業後の点検の実施者は、
  - ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築であるものに限る。)等の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者等十分な知識、経験を有する者を指名

#### <点検表の作成>

- 足場の組立て作業後の点検は足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成する

#### <点検・補修結果等の記録及び保存>

- 作成した点検表により点検者の氏名、点検結果、補修の内容等を記録し、必要な期間保存すること

### 点検等の実施

#### <足場の組立て等の作業の監視>

- 足場の組立て等作業主任者に安衛則第566条に規定する作業の進行状況等の監視
- 手すり先行工法の機材や要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材等の監視

#### <足場の組立て等の作業後の点検>

- 足場の組立て等の作業を行った後、指名された点検者は、作成した点検表を用いて安衛則第567条第2項に規定する点検を実施
- 安全ネット等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修

#### <作業開始前点検>

- 足場を使用する作業を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、安衛則第567条第1項の点検を実施

足場等の種類別点検チェックリスト  
を活用しよう。▶



## 4. 足場を使用する作業等における留意事項

- 足場を使用する作業等は、点検後に開始すること
- 作業床には、最大積載荷重を超えて積載してはならないこと。
- わく組足場の建わくを昇降する行為やくさび緊結式足場の支柱を昇降する行為等の足場上での不安全行動を行わないことを安全衛生教育等により関

係者に周知すること。

- 作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること
- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費について  
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問合せ先

**手すり先行工法等ガイドラインについて** 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

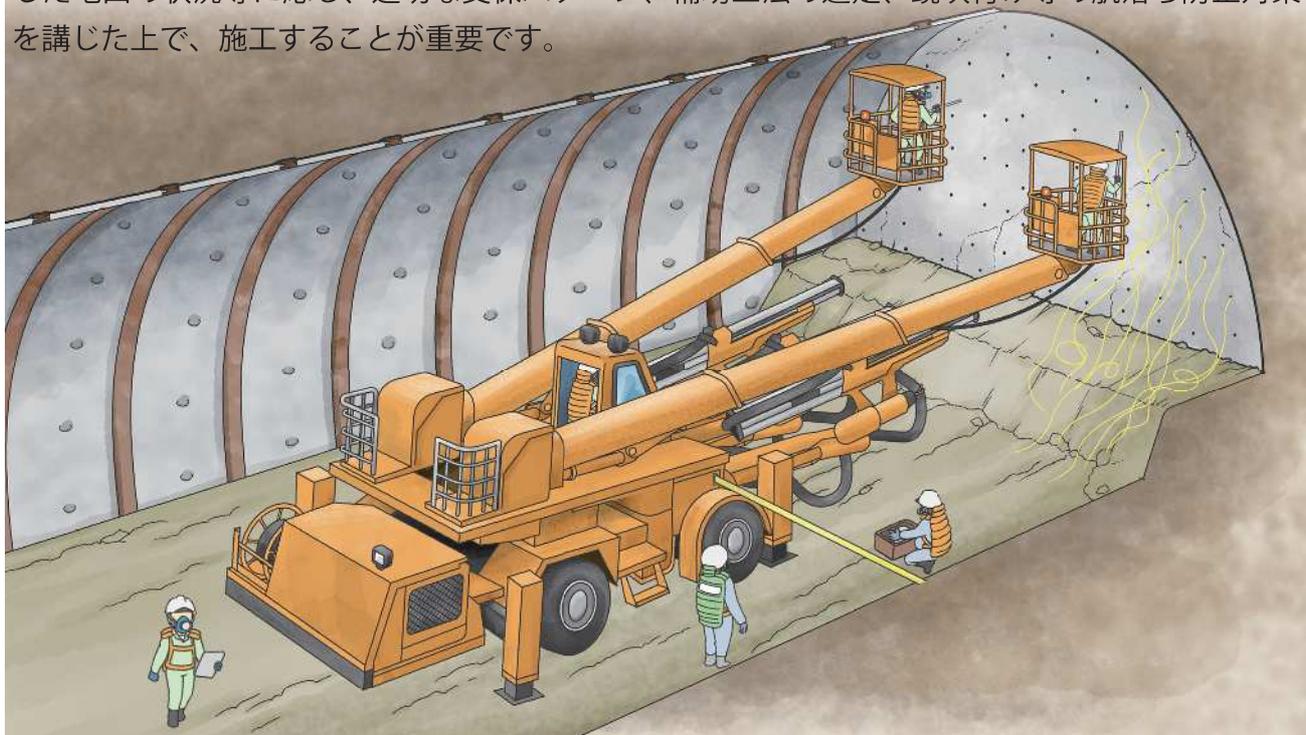
労基署 所在案内 検索



# 山岳トンネル工事における 肌落ち災害を防止しましょう

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」が  
令和6年3月に改正されました

受・発注者間及び元請と関係請負人が緊密に連携のうえ、掘削するトンネルの規模、現場で出現した地山の状況等に応じ、適切な支保パターン、補助工法の選定、鏡吹付け等の肌落ち防止対策を講じた上で、施工することが重要です。



## 改正のポイント

- ① 発注者等が講ずべき措置を新たに記載いたしました。
- ② 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲を示しました。
- ③ 地山の状況に応じ適切な支保パターンを選定できるよう、事業者と発注者が連携して取り組むこととしました。
- ④ 適切なドリルジャンボを選定するとともに、ロックボルトを速やかに一間ずつ施工することとしました。
- ⑤ 切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを原則実施することとしました。



# 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち」

## 【発注者等の取組】

発注者（一部設計者を含む。）においては、事業者において的確な労働災害防止措置が講じられるよう、以下の項目等について必要な措置をお願いいたします。

- ・地形・地質調査の結果を踏まえた適切な設計図書の作成（切羽の自立が悪い場合<sup>(※)</sup>における鏡吹付けの実施を含む。）
- ・設計基準等に応じた掘削工法の検討
- ・現場で出現した地山の状況に応じた適切な施工のための施工者との協議・指示
- ・必要な安全衛生経費の確保（施工の自動化・遠隔化技術や最新のデジタル技術の導入支援等を含む。）
- ・切羽の自立が悪い場合<sup>(※)</sup>における、鏡吹付けの実施に係る施工者との協議・指示

※上半下半ともに鋼製支保工を建て込む場合（支保パターンI<sub>N-1P</sub>又はD I-a以下）又はそれ以外の場合であって、①鏡面から岩塊が抜け落ちる、②鏡面の押し出しを生ずる、③鏡面は自立せず崩れあるいは流出、のいずれか一つでも予測される場合。

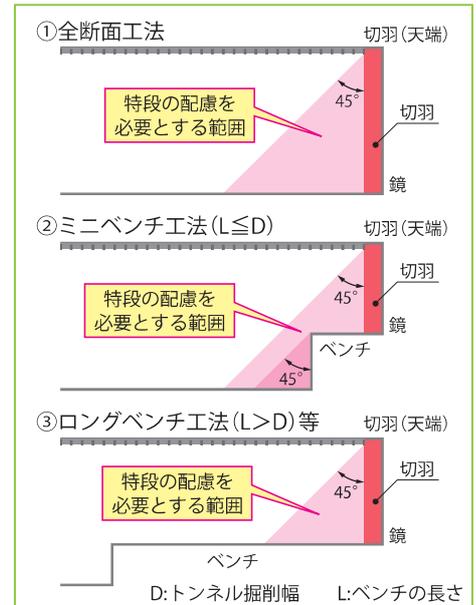
## 【事業者の取組】

### 1 切羽への立入禁止

- ・切羽への立入りを原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにしてください。
- ・鏡吹付け及び一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎んでください。
- ・天端から45度の範囲（右図参照）についても特段の配慮を必要とする範囲として可能な限り立入りを避けてください。
- ・やむを得ず立ち入らせる場合には、切羽監視責任者の監視のもと、立ち入る者にバックプロテクターを着用させる等の措置を講じてください。



### 【特段の配慮を必要とする範囲】



### 2 肌落ち防止計画の作成等

- ・地山の事前調査を行い、その結果に適応した肌落ち防止計画を作成してください。
- ・肌落ち防止計画には、①肌落ち災害防止対策、②切羽の立入禁止措置等（やむを得ず立ち入る場合の措置を含む。）、③切羽の監視方法、④切羽からの退避方法等を含めてください。
- ・肌落ち防止計画を関係請負人及び関係請負人の労働者も含め、確実に周知してください。
- ・切羽の観察結果等から十分な肌落ち災害防止対策ができないおそれがある場合は、発注者と十分検討を行い肌落ち防止計画を適切なものに変更してください。

### 3 切羽監視責任者の選任

- ・掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽で作業が行われる間、切羽の状態を常時監視させてください。
- ・監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させてください。
- ・常時監視については、直接目視で監視する場合と同等以上の安全衛生水準を確保できる場合において、監視装置、各種センサー等のデジタル技術を活用して差し支えありません。

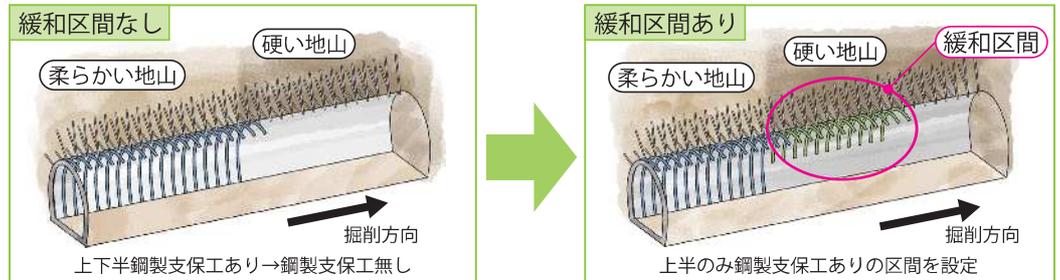


# 災害防止対策に係るガイドライン」の概要

## 4 適切な支保パターンの選定

- ・発注者と協議・連携の上、現場で出現した地山の状況に応じた適切な支保パターン、補助工法を選定してください。
- ・支保構造を急激に軽減させることが可能であっても、段階的に支保構造を軽減する緩和区間を設けることについて検討してください。

### 【緩和区間のイメージ】



## 5 掘削工法の選定、適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

- ・適切な掘削工法（加背割を含む。）を選定の上施工してください。
- ・本坑と作業坑等、規模が異なる断面がある場合、それぞれの断面に応じた適切なドリルジャンボを選定してください。
- ・ロックボルトについては、複数の区間をまとめて施工することのないよう、施工サイクルに基づき一問ずつ速やかに打ち込んでください。

※必ずしも切羽に最も近い位置に打つことを求めているものではなく、施工サイクルとして一問遅れた位置に打つとする場合もあり得ます。



## 6 鏡吹付けの実施

- ・岩塊の抜落ちが予測される等、切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを実施してください。
- ・特に上半下半ともに鋼製支保工を建て込む場合（支保パターンⅠ<sub>N-1P</sub>又はDⅠ-a以下）においては原則として鏡吹付けを実施してください。

## 7 肌落ち防止対策の選定

肌落ち防止対策の選定に当たっては、下表を参考に選定してください。

肌落ち防止対策	地山等級等による肌落ち防止対策の適否				湧水対策としての効果	施工性 (施工の容易さ)	その他	
	Ⅳ、B	Ⅲ、C	Ⅱ、D	Ⅰ、E			変状観察を行う場合の相性	人体防護性の高さ
鏡吹付け	△	○	◎	◎	○*	◎	◎	△
鏡ボルト	△	△	○	◎	○	△	×	△
浮石落とし	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	△
水抜き・さぐり穿孔	○	○	◎	◎	◎	○	×	×
切羽変位計測	×	△	◎	◎	×	○	◎	×
設備的防護対策	△	△	△	△	△	△	△	○

注：◎：最良、○：良、△：可能、×：不適

○\*：水抜き対策を併用することで良。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費について  
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問  
合  
せ  
先

## 肌落ちガイドラインについて

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



### ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

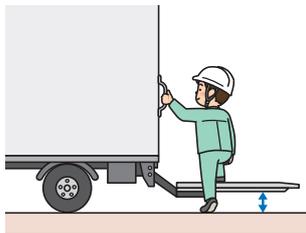
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

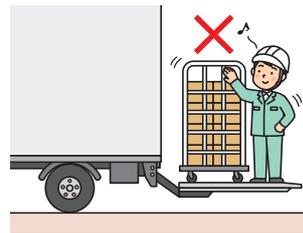
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

#### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

### ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2

## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>\*</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップ等々を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

## 【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 3

## 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

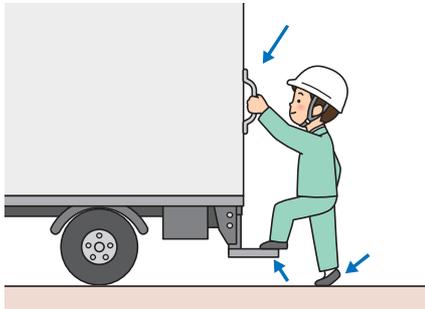
## 昇降設備の留意事項について



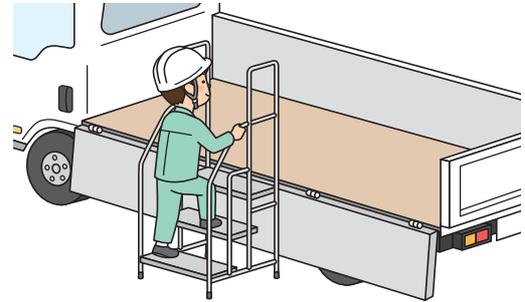
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



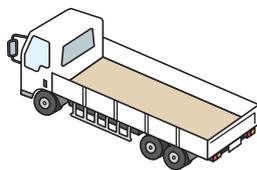
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

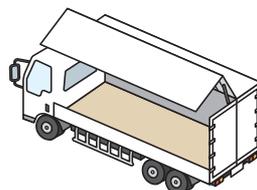
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

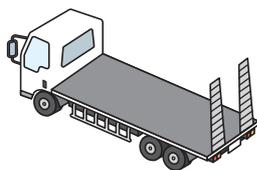


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

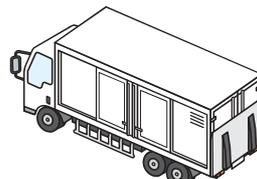


ウイング車



建機運搬車

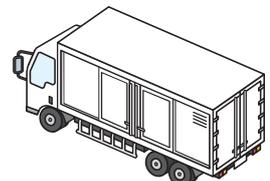
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

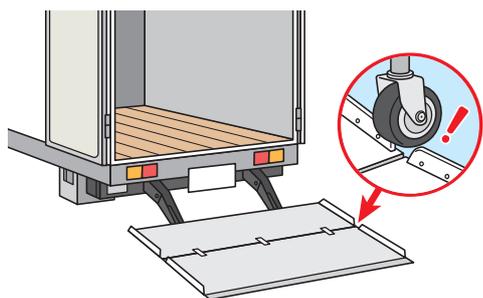


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

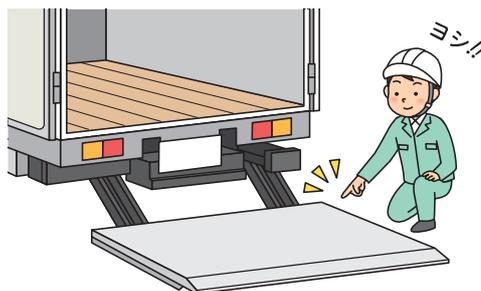
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



#### 【点検項目の例】

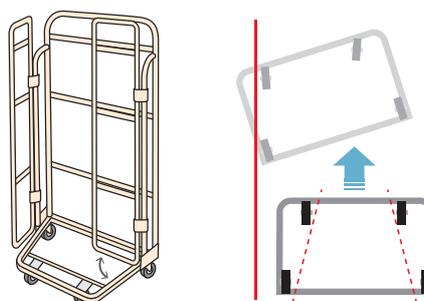
- ① 正常に動作するか、異音がないか
- ② 部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③ 油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④ スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

#### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

#### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

# 「個人事業者等の健康管理に関する ガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※<sup>1</sup>は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等※<sup>2</sup>が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうか判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※<sup>1</sup> 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員

※<sup>2</sup> 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら

[個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

# 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

## ① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

## ② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じることも重要です。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

## ③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

## 健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
  - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

# 主なQ&A

## Q1. 自律して働く個人事業者等の健康管理について、国がガイドラインを示してその確保を図ろうとするのはなぜですか？

労働者と同じ場所で就業する方や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う方については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきです。

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。個人事業者等は、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本ですが、同時に、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要です。

厚生労働省ではガイドラインにより、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促してまいります。

なお、本ガイドラインは、個人事業者等及び注文者等が行うべき基本的な事項を示したものです。本ガイドラインを参考に、個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等によって、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別のガイドラインが策定されている場合には、そちらも参照ください。

## Q2. ガイドラインでは、労働者に適用される時間外労働の上限規制を参考に個人事業者等は自らの就業時間を調整することが望ましい旨や、注文者等は個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮することが示されていますが、これを超えて就業した場合、注文者等や個人事業者等自身に何か罰則はありますか？

ガイドラインは、個人事業者等の就業時間について制限を設けるものではなく、罰則はありません。

長時間の就業は脳血管疾患や虚血性心疾患の発症リスクを高めるとされていることから、ガイドラインでは、個人事業者等や個人事業者等に仕事を注文する注文者等の自主的な取組として、個人事業者等に対しては、一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限規制を参考に、就業時間を調整することが望ましいことを促すとともに、注文者等に対しては、個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮することを促しています。

## Q3. 個人事業者等の健康は、自らが管理することが基本だと思いますが、個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用については一定の場合には注文者とその費用を負担することが望ましいとされているのはなぜですか？

一般的な健康管理は、個人事業者等自身で行うことが基本ですが、個人事業者等の健康管理状況についてみると、市町村で実施している健康診査も含めた健康診断を受けていない者の割合が約35%にのぼります。

個人事業者等が心身ともに健康な状態で就業するためには、定期的に健康診断を受けて、一人ひとりが自らの心身の健康に配慮しながら事業を行うことが重要であり、また、個人事業者等が健康に就業することは、個人事業者等と継続的に業務を行う注文者にとっても、事業継続の観点からも望ましいことから、一定の場合に個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに費用を注文者が負担することが望ましい旨をお示ししたものです。

詳しくは、QAをご参照ください。

個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp))



## 産業保健総合支援センター

都道府県毎に設置され、産業保健に関するさまざまな支援を行っています。



## 地域産業保健センター

おおむね労働基準監督署毎に設置され、健康相談等を行っています。



## こころの耳

厚生労働省で運営している働く人のメンタルヘルス対策のポータルサイトです。



## マルチジョブ健康管理ツール

就業時間、睡眠時間を含めた日々の健康情報を管理するツールとして、厚生労働省がインターネット上で無料配布しているツールです。ストレスチェック機能もあります。



iOS用



Android用

## 疲労蓄積度セルフチェック

「こころの耳」に掲載している疲労の度合いを確認するためのツールです。



## ストレスセルフチェック

「こころの耳」に掲載している自身のストレスの状況を把握できるツールです。



## 職場における腰痛予防指針

長時間の座り作業や運転に従事する方向けの腰痛を防止するための指針です。



## 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン

パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業に従事するときの参考となる指針です。



## 自宅等でテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

適切な作業環境の確保に当たって参考となるチェックリストです。



## ケミガイド～職場の化学物質管理の道しるべ～

職場での化学物質管理に役立つ情報を掲載しています。



都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

### 特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項第 3 号の規定に基づく特定元方事業者による作業場所の巡視については、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日）において必要な見直しを進めていくこととされたところである。

こうした状況の中、建設業労働災害防止協会においてデジタル技術の活用に関する検討が進められ、本年 3 月、「令和 5 年度 I C T を活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」が別添のとおり取りまとめられた。

当該報告書を踏まえ、特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視（以下「遠隔巡視」という。）の考え方を下記のとおりまとめたので、関係事業者等に対する周知、指導等に努められたい。

なお、遠隔巡視の実施に当たり、特定元方事業者が請負事業者の労働者に対し撮影場所等を指示することは、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分において、業務の遂行に関する指揮命令に該当しない（労働者派遣事業に該当しない。）と整理されているので了知されたい。

また、遠隔巡視の考え方は現時点での対応をまとめたものであり、遠隔巡視の実施状況や今後の技術革新等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものであることに留意されたい。

### 記

- 1 作業場所の安全衛生水準が低下することがないように十分留意の上、作業場所の巡視の趣旨目的に照らし、遠隔巡視が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと。
- 2 遠隔巡視には、嗅覚や触覚等、現在のデジタル技術では把握困難な事項等があること、不安全な状態や不安全な行動等への改善措置を直ちに講じることが困難な場面もあること等、その限界も十分考慮する必要があること。したがって、作業現場に元方事業者が常駐している場合、重大な災害の発生リスクの大きい作業等の場合（リスクの高い作業の実

施時、新たな作業や工法の導入時、作業工程の変更時) 等にあつては目視による作業場所の巡視が適当であること。また、遠隔巡視を実施する場合であっても、週1回は目視による作業場所の巡視を行うことが適当であること。

このほか、遠隔巡視を実施する場合には、あらかじめ関係者間で遠隔巡視の実施方法等について取り決めを行うことや、遠隔巡視に使用する機器について、鮮明な画像がリアルタイムで把握できること、双方向のコミュニケーションが円滑に実施可能であること、遅延等の発生リスクが小さいこと等、遠隔巡視の円滑・適切な実施に十分配慮する必要があること。

- 3 上記のほか、遠隔巡視で使用する機器、遠隔巡視の実施者、関係者間の合意等、その他遠隔巡視に関わる事項等については、別添報告書の内容を踏まえて対応することが望ましいこと。

# 新たな化学物質規制項目の施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体制の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
実施体制の 情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外 特殊健康診断の実施頻度の緩和 第三管理区分事業場の措置強化	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
		2023(R5).4.1施行	
		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行

# 新しい化学物質管理における健康管理の仕組み

< 現行 >

## 特別規則の対象物質

(有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に  
健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと

【検査項目】各規則で定められた項目

変更なし

< 新しい仕組み (令和6年4月～) >

## 特別規則の対象物質

(有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に  
健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと

【検査項目】各規則で定められた項目

## リスクアセスメント対象物

ばく露による健康障害リスクが許容できないと  
評価された労働者に健康診断の実施義務

【実施頻度】リスクに応じ事業者が判断

【検査項目】医師等が判断

濃度基準値が設定されている物質

濃度基準値を超えてばく露したおそれ  
がある労働者に健康診断の実施義務

【実施頻度】速やかに1度

【検査項目】医師等が判断

(特別規則の対象物質以外は  
健康診断の実施義務なし)

新たな  
健診制度

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

# 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性\*の保護具の使用」が義務化されます

\*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

**Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？** →詳細は第1章第3節を確認

**A：** 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質  
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質リストはこちら



## ①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが  
明らかな化学物質  
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



## ②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、  
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質  
→**全身影響**  
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



**Q：保護具の管理は誰が行うのですか？**

→詳細は第1章第3節を確認

**A：** 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

### 【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

### 【職務および権限】

- ① 保護具の**適正な選択**に関すること。
- ② 労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③ 保護具の**保守管理**に関すること。

**Q：保護具を使用しないとどうなりますか？**

→詳細は第2章第1節を確認

**A：** 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

### 【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

### 【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。  
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



**手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。**

Q : 保護具にはどのような物がありますか？

→詳細は第2章第2節を確認

A : 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

### 皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。

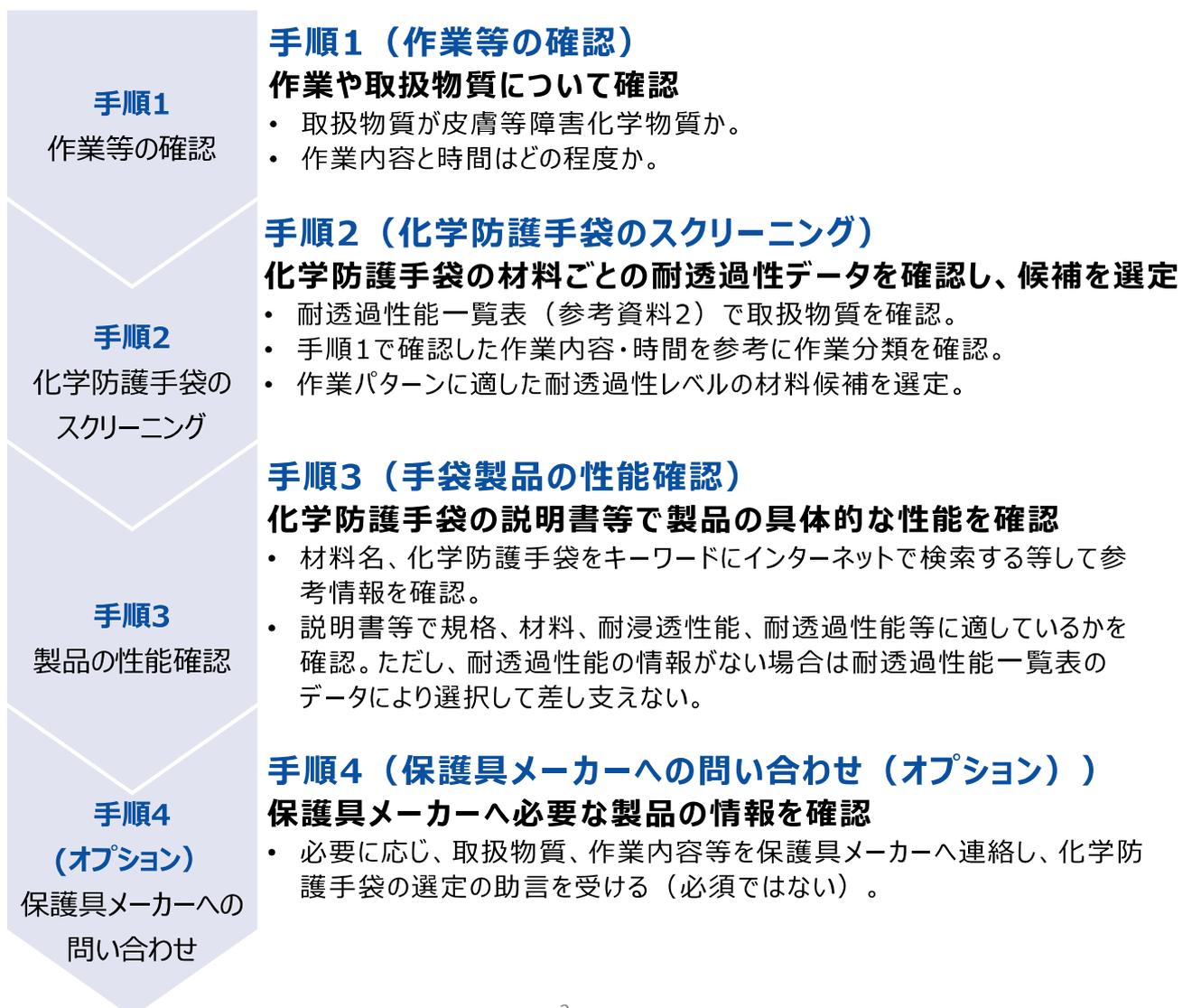


Q : どうやって適切な保護具を選ぶのですか？

→詳細は第3章第1節を確認

A : 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

## 化学防護手袋の選定フロー



## 手順1（作業等の確認）

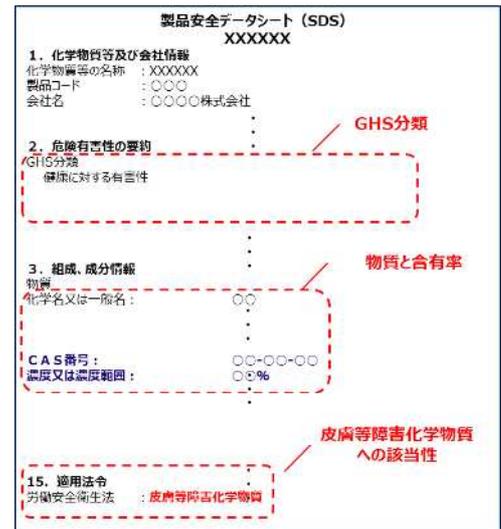
→詳細は第2章第2節第1項を確認

### ● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが「区分1」である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の成分名を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1  
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



### ● 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、「皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に【●】」の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、「不浸透性の手袋などの保護具」を着用しなければならない。

### 作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1～2時間程度

## 手順2（化学防護手袋のスクリーニング①） →詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム				天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
				0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	⊕	
502	10025-67-9	一塩化硫黄		×	△	⊕	⊕	×	×	×	⊕	
480	10025-78-2	トリクロロエタン		×	×	△	△	×	×	⊕	⊕	
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○	⊕	-	

## 手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

### スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2 ※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。		手を浸漬するなどで <b>手や腕全体</b> が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で <b>手のひら全体</b> が化学物質に触れる作業等、 <b>化学物質に触れる面積が大きい作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	作業分類1以外で、 <b>指先に</b> 化学物質に触れる作業や <b>飛沫により液滴が手に触れる</b> 作業等、 <b>手の一部が化学物質に触れる作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	化学物質を取り扱うが、 <b>化学物質に触れることは通常想定されない作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 <b>飛沫等がかかるおそれがある</b> 作業。 本分類では <b>化学物質に触れた際は</b> その時間を起点に、 <b>取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換</b> する。
作業時間	240分超	◎	◎ ○	◎ ○ △
	60分超 240分以下	◎ ○	◎ ○ △	◎ ○ △
	60分以下	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

#### 作業時間

- 作業時間に応じて、**60分以下**、**60分超240分以下**、**240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。
- ※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

#### 作業内容に応じた作業分類

- 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
- 作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

### スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

#### 【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

例1) 混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する  
 混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料を選択**する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

例2) **混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて**選定する  
 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて**使用する。

## 【混合物の選択例 1 : 耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	◎	◎	◎	◎
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	◎	◎	△	◎	○	△	◎	◎	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	◎	×	△	△	◎	◎
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	◎	◎	×	◎	△	-	◎	-	-

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。

混合物に対して、全ての物質に対して  
**耐透過性能を示す材料を選択**する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム (0.35mm)** もしくは**バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順 3 の表で確認する。

## 【混合物の選択例 2 : いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	バイトン/ ブチルゴム	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	◎	◎	◎	◎
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	◎	◎	△	◎	○	△	◎	◎	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	◎	×	△	△	◎	◎
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		○	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	◎	◎	×	◎	△	-	◎	-	-

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。

作業時間、作業分類から必要な  
**耐透過性能に応じて材料を選択**する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる) :  
ニトリルゴム (0.45mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる) :  
ニトリルゴム (0.2mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる) :  
ネオプレンゴム (0.18mm) とPVA (-) を重ねて使用

- ※ LLDPE (Linear Low Density Polyethylene) は直鎖低密度ポリエチレンの略。  
EVOH (Ethylene-vinylalcohol copolymer) はエチレンビニルアルコール共重合体の略。
- ※ 上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。



# ☑ 化学防護手袋の使用 チェックリスト →詳細は第4章を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう

☑して確認してみましょう

## 使用前の留意点

### 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

#### 【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れがないかを確認する。

### サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。  
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

#### 【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

### 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。  
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

#### 【作業者】

爪を適切に手入れすること  
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと  
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

## 使用中の留意点

### 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

#### 【作業者】

設定された使用方法から逸脱せずに使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

### かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

#### 【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

#### 【保護具着用管理責任者】

管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

### 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

#### 【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

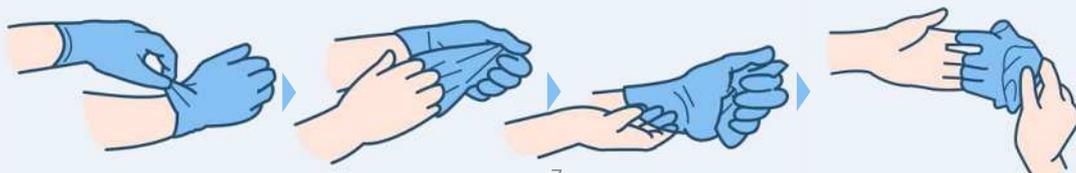


## 使用後の留意点

### 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



# 化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理するには以下の項目に留意しましょう

→詳細は第5章を確認

して確認してみましょう

## 保管時の留意点

### 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまったり等使用不能になる可能性もある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

### 新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

#### 【保護具着用管理責任者】【作業員】

乾燥した状態で保管すること。

なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

## 廃棄時の留意点

### 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業員に周知する。

#### 【作業員】

作業員はルールを遵守する。

### 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。必ず産業廃棄物として廃棄する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。

# 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具**）が**型式検定等の対象**となりました。

この改正は、**令和5年10月1日から施行・適用**します。

- ① **型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください（裏面参照）。**
- ② **防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります。**  
※防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。

## 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- 主に電動ファン、吸収缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

## 電動ファン付き呼吸用保護具の種類

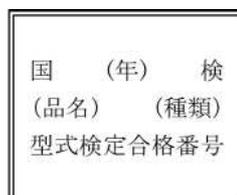
面体形	＜半面形面体＞	＜全面形面体＞	ルーズフィット形	＜フード＞	＜フェイスシールド＞
	 <p>（下部や側面） （下部やア化°-ス）</p>			 <p>（ア化°-ス）</p>	 <p>（ア化°-スや後頭部）</p>
※半面形面体、全面形面体の写真は防毒用のもの。			※フード、フェイスシールドの写真は防じん用のもの。		

### ＜型式検定合格標章の例＞

（呼吸用保護具本体用の合格標章）



（吸収缶及び電動ファン用）



- 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎていないかを確認してください。
- 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。



## 今回の改正等のポイント

### 1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

### 2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」、「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

### 3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

### 4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業に従事する際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

## 経過措置（猶予期間）

### ＜2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの＞

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

	2022(令和4)年				2023(令和5)年				2024(令和6)年				2025(令和7)年				2026(令和8)年				2027(令和9)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正（令和5年政令第69号）					★公布（3/23）★施行（10月1日）																
省令改正（令和5年厚生労働省令第29号）					★公布（3/27）★施行（10月1日）																
①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用（※1）、輸入・製造 ＜政令附則第1項＞									使用・譲渡等、製造・輸入可能（2023年(令和5年)10月1日～）												
②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2） ＜政令附則第2項、省令附則第2条＞									使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）												X
③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 ＜政令附則第3項、省令附則第2条＞									使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）												X

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならず、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。

※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。

# 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者は、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

## 補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業主

業 種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- (3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

## 補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
<p>次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング</li> <li>②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析</li> <li>③作業環境測定土派遣料</li> </ul>	<p>個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円</p>	<p>1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。</p>

## 補助金公募期間

第1期公募	令和6年6月1日～7月31日（必着）	補助金の予定額	9,000万円
第2期公募	令和6年9月1日～10月15日（必着）	補助金の予定額	1,000万円

・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

### 交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前**に申請等が必要です

\* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。  
個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書（様式1）  
<添付書類>

1. 事業場概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

### 測定報告及び補助金請求に必要な書類

\* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。  
個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）  
<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）または 振込明細書（写）

## 申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の  
見積

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。

募集期間内に  
郵送等により申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

交付決定  
(不交付決定)

・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送します。

測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。

**※決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。**

測定実績報告及び補助金  
請求書を提出

・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。**必要書類は令和7年2月28日（金）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものは補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

## 申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス [hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

### 注意

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

# 佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします

## 佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (詳細は中面)

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策
4. 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
5. じん肺健康診断の着実な実施
6. 離職後の健康管理の推進

総合対策本文はこちら



### 粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺 じん肺に罹患した肺

主に小さな土ほこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまふ病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように予防することが重要です。

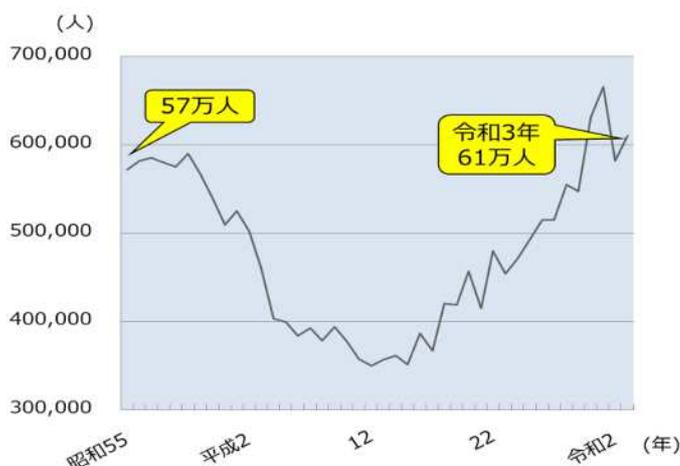
### 事業者の皆さまにお願いしたい重点措置について

佐賀労働局では、粉じん障害を防止するため、昭和56年以降、9次にわたり総合対策に取り組んできました。

その結果、佐賀労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、粉じん作業従事労働者数は全国的に増加傾向のため、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

佐賀労働局では「第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」(令和5年度から令和9年度)を策定しました。

事業者のみなさまに置かれては「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に基づき、引き続き対策の徹底をお願いします。



全国の粉じん作業従事労働者の年次推移

(昭和55年～令和3年)

厚生労働省

佐賀労働局

# 1. 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理  
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用
- 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

## 電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



# 2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

## ガイドラインの主な内容

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所を労働者を近寄らせない措置

厚生労働省  
佐賀労働局



### 3. 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底  
特に、粉じん則改正により令和6年4月1日から施行される、作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。
- 特別教育の徹底等
- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- たい積粉じん対策の推進  
清掃を行う責任者を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を確実に行わせること。

### 4. 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 健康管理対策の推進
  - ・ じん肺健康診断の結果に応じた作業転換等措置の徹底
  - ・ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進



#### 【アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及、全体換気装置による作業環境の改善
- じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

#### 【金属等の研磨等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境改善
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- 特別教育の徹底
- たい積粉じん対策の推進

#### 【屋外における岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る対策】

- 呼吸用保護具の使用徹底に係る周知啓発

### 5. じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。

## 定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

## 6. 離職後の健康管理の推進

事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

じん肺管理区分2または3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

### じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。

じん肺所見	じん肺管理区分	就業上の措置	
なし	管理1	就業上の特別の措置なし	
	管理2	粉じんばく露の低減措置の努力義務	
	管理3イ		
	あり	管理3ロ	作業転換の努力義務
		管理3ハ	作業転換の義務
		管理4	療養
		管理2または3で 合併症罹患	

### 厚生労働省ウェブサイト

■ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

じん肺



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/080529-1.html>

ずい道



■ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>

※ 詳しくは、佐賀労働局健康安全課（0952-32-7176）または県内各労働基準監督署へお問い合わせください。

# 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7月 10月	4月	4月	10月	4月
事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行			
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行			
建築物・船舶の事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）			令和5年10月施行	
工作物の事前調査を行う者の要件新設				令和5年1月11日公布・周知等、令和8年1月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行			
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行			
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設	周知、電子報告システムの開発			令和4年4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行			
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行			
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行			
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行			
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行			
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行			
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行			
除じん性能を有する電動工具の使用に係る改正	周知	令和3年4月施行			
登録講習機関の廃止時の引渡し規定の新設	周知	令和3年4月施行			

施行日前であっても必要な知識等を有する者に行わせることが望ましい！

施行日以降に開始される工事/作業から適用（調査時点ではないことに留意）

## 改正石綿規則・安衛規則の公布

令和5年8月29日公布・周知等、令和6年4月施行

令和6年4月5日告示・周知等、令和6年5月施行



建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、**事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。**

石綿 総合情報ポータルサイトTOP

石綿とは

事業者

作業従事者

一般の方

報告システム

改正ポイント

講習会情報

リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

サイト内検索

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが不可欠です。

**◆ 新着情報**

- 2024-07-01 お知らせ New 講習会情報ページ（建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習）の登録機種の追加を更新しました。
- 2024-06-06 お知らせ 報告システムページ「石綿事前調査結果等報告システムの一括申請様式（Excel形式/zipファイル）」を最新版に更新しました。
- 2024-06-01 お知らせ リンク・資料ページ【動画】「戸建住宅等のオーナー等の皆様へ（令和5年度版）」「石綿事前調査の適切な実施について（令和4年度版）」を掲載しました。

**アスベスト情報、関係法令、マニュアル等はこちらから**

**リーフレット、ポスター、動画教材等はこちらから**

**事前調査を行う者の要件**

① 建築物等：  
建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベ

## 建築物石綿含有建材調査者

令和5年10月以降着工の工事から建築物の解体・改修工事等を行う前に行う事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」又は日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和5年9月30日迄）が行う必要があります。

建築物石綿含有建材調査者

事前調査とは？

事業者は、建築物、工作物又は船舶の船体又は改修（耐しめ又は修繕も含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）しなければなりません（石綿障害予防規則）。

■ 事前調査には資格が必要です

令和5年10月1日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」、又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行う必要があります。

■ 建築物石綿含有建材調査者とは？

令和5年9月30日以前着工の工事についても、事業者による調査を行うことが望ましいです。

■ 建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

■ 建築物石綿含有建材調査者の種類

## お問合せ先

改正石綿則に関するお問い合わせ先、大気汚染防止法に関するお問合せ先等のリンクを掲載

お問合せ

お問い合わせ先一覧

- 改正石綿則に関するお問い合わせ先  
都道府県の労働基準監督署・労基課、健康安全課へ
- 大気汚染防止法に関するお問い合わせ先  
都道府県の自治体・環境部局等へ

## <主な掲載内容>

### 石綿とは

石綿の性質や用途及び建築物等で使用されている箇所等を掲載

石綿とは

1. 石綿（アスベスト）とは？

2. 石綿（アスベスト）の規制の概要

### 作業従事者

解体・改修作業に従事する者の資格や工事現場で確認してほしい事項

作業従事者

1. 資格取得の概要

2. 作業現場での確認事項

### 一般の方

解体・改修工事をご検討の方や工事現場の近隣の方への周知事項

一般の方

1. 周知事項の概要

2. 周知事項の具体的な内容

### 事業者

#### 発注者

解体・改修工事の発注者の方へ配慮いただきたい事項

事業者

発注者

1. 発注者としての役割

2. 発注者としての留意事項

#### 元請業者

工事の元請業者の責務や事前の手続き等

元請業者

1. 元請業者としての役割

2. 元請業者としての留意事項

#### 改修・リフォーム業者

改修・リフォーム業者の責務や、事前の手続き等

改修・リフォーム業者

1. 改修・リフォーム業者としての役割

2. 改修・リフォーム業者としての留意事項

#### 解体業者

解体・改修工事業者の責務や、事前の手続き等

解体業者

1. 解体業者としての役割

2. 解体業者としての留意事項

### 報告システム

事前調査結果の報告のための、システムに関する事前の手続き方法、操作マニュアル（PDF、映像）等、報告対象となる条件等を掲載

報告システム

1. システムの概要

2. システムの利用方法

3. システムの操作マニュアル

### 改正ポイント

石綿障害予防規則の改正（令和2年7月）のポイントを項目ごとに解説

改正ポイント

1. 改正ポイントの概要

2. 改正ポイントの詳細

### 講習会情報

都道府県労働局から許可を得た、建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者の講習機関をエリア別に掲載

講習会情報

1. 講習会の概要

2. 講習会の申し込み

3. 講習会の実施機関

### リンク・資料

行政機関のリンク先、アスベスト情報、石綿関連法令、各種マニュアル、周知用リーフレット、ポスター、石綿建材調査者講習（建築物、工作物）の標準テキスト等を掲載

リンク・資料

1. 行政機関のリンク先

2. アスベスト情報

3. 石綿関連法令

4. 各種マニュアル

5. 周知用リーフレット、ポスター

6. 石綿建材調査者講習（建築物、工作物）の標準テキスト

## 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

### ガイドライン改訂の主なポイント

#### ■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

#### ■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

#### ■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

#### ■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は  
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

# 職場の騒音対策を確認しましょう！

## ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

### ●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任</li><li><input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助</li></ul>
作業環境管理	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※</li><li><input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※</li><li><input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）</li></ul>
作業管理	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> <b>聴覚保護具の使用</b>※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。</li></ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施</li><li><input type="checkbox"/> <b>定期健康診断（騒音）の実施</b>※</li><li><input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施</li><li><input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）</li><li><input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告</li></ul>
労働衛生教育	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育</li><li><input type="checkbox"/> 労働者への教育※</li></ul>

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら



事業主の皆さまへ

## 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署